

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	身体障害者手帳の交付	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	秋元 正江	内線	2690
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）					
事務事業の種類	○新規事業（○22年度 ○21年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業				
開始年度	●昭和 ○平成 24 年度		根拠	身体障害者福祉法第15条	
終期設定	○有 ●無 年度		法令等		
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[1]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	身体障害者福祉法で定められた障がいの認定をされた者に身体障害者手帳の交付をする。 身体障がい者に対して、相談・支援を行うとともに、これらの者に対する各種サービスの提供に必要であり、福祉の増進を図ることを目的とする。				
対象者等	身体障害者福祉法別表に掲げる障がいがあると認められた者 ・平成22年5月31日現在数：7,661人（18歳未満含） 肢体不自由：4,061人、内部障がい：2,408人、聴覚・言語機能障がい：617人、視覚障がい：575人				
内容	【身体障害者手帳区分】（それぞれ程度によって、1～6級までの等級が定められている） ①肢体不自由（1～6級） ②視覚障がい（1～6級） ③聴覚（2～4級、6級）又は平衡機能障がい（3、5級） ④音声機能、言語機能又はしゃく機能障がい（3～4級） ⑤心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、又は小腸機能障がい（1、3～4級） ⑥ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい（1～4級） ⑦肝臓機能障がい（1～4級） 【手帳取得目的】 手帳は、身体障がい者の日常生活の向上、福祉制度の利用及び移動の際に、経済的な負担を軽減をするために取得が必要である。JR線・連絡社線を利用する場合に、本人や介護人の運賃が割引になる。移動時介護が必要な重度障がい者を一種、それ以外を二種としており、一種と二種の区分がある。 【手帳交付事務の流れ】 ①交付申請は、本人及び家族が障害者福祉課（福祉事務所）に対して行う。 ②障害者福祉課は、東京都知事（東京都心身障害者福祉センター、更生相談所）に申請進達する。 ③東京都知事は、障がい程度を審査し、法別表に該当すると認められたときに、手帳を発行し、福祉事務所に送付する。 ④障害者福祉課は、本人に交付する。（申請から交付までに約1ヶ月半の時間を要する）				
経過	憲法第13条（個人の尊厳）第14条（法の下での平等）及び第25条（国民の生存権、国の社会保障義務等に由来する。 昭和24年 公布（施行は昭和25年4月1日） 昭和59年 「ぼうこう又は直腸機能障がい」がさだめられる 昭和61年 「小腸の機能障がい」が追加 平成10年 1月 「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい」が追加 平成14年 4月 障害再認定制度が実施された（1年・3年・5年：見直し期間） 平成21年 1月 個人情報に配慮した新様式の手帳となる 平成22年4月 「肝臓機能障がい」が追加				
必要性	身体障害者福祉法に基づく事務				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額							
	①決算額（22年度は見込み）							
	②人件費		6,464	5,551	5,551	5,506	3,665	
	【事務分担量】 (%)		75	65	75	65	45	
	合計（①+②）	0	6,464	5,551	5,551	5,506	3,665	0
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	6,464	5,551	5,551	5,506	3,665	0
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	交付件数	794	701	798	790	805	798	802
	年度末手帳所持者数	6,035	6,197	6,587	6,883	7,244	7,615	7,380

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
①	交付件数	790	805	798	78	—	22年度は5月31日現在
	手帳所持者数	6,883	7,244	7,615	7,661	—	22年度は5月31日現在
	—	—	—	—	—	—	—

（問題点・課題）	・区内の医師が身体障害者手帳の意見書の記載ができる指定医が増えると、区民が利用しやすくなる。 ・近年、障がい者の高齢化・重度化が顕著となっており、日常生活の支援が重要となっている。 ・65歳以上の手帳所持者が全体の6割以上を占め、介護保険制度との連携が更に必要となっている。
他区の実施状況	（実施 23 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	区内の医師に対し、指定医の認定申請を依頼する	区民が身近な医療機関を利用することができ、手続申請がしやすくなる
②	障害福祉サービスと介護保険制度によるサービスが併用している利用者が多くなっているため、連絡会等を開催する	障害福祉サービスと介護保険制度の充実を図る
③	—	—

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	愛の手帳の交付		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
			担当者名	和合 譲子	内線	2 6 8 5
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）						
事務事業の種類	○新規事業（○22年度 ○21年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 42 年度		根拠	療育手帳制度要綱、東京都愛の手帳交付要綱		
終期設定	○有 ●無 年度		法令等			
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[1]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]				
目的	知的障がい者に一貫した相談・支援を行うとともに、これらの者に対する各種サービスの提供に必要な愛の手帳を交付し、福祉の増進を図ることを目的としている。（法律ではなく、要綱で定められる。）国要綱では、「療育手帳」であるが、東京都では、「愛の手帳」という名称を用いている。					
対象者等	児童相談所及び東京都心身障害者福祉センター（更生相談所）において知的障がい者と判定した者 ・平成22年5月31日現在：938人（18歳未満含） 1度：45人 2度：222人 3度：240人 4度：431人					
内容	【手帳区分】 知的障がいの程度によって1～4度まで定められており、3歳、6歳、12歳、18歳の各時点で再判定を受ける必要がある。 （1度：最重度 2度：重度 3度：中度 4度：軽度） 【手帳取得目的】 手帳は、知的障がい者の日常生活の向上、福祉制度の利用及び経済的な負担軽減等、自立と社会参加への援助を受けるために取得する。 【手帳交付事務の流れ】 ①交付申請は本人又は保護者が、直接、東京都へ行う。 （18歳未満は、北児童相談所へ、18歳以上は、東京都心身障害者福祉センターへ申請する） ②北児童相談所又は東京都心身障害者福祉センターは、面接検査を行い、障害程度を判定する。 ③区は、交付状況について、東京都知事から連絡を受ける。 ④区は、本人及び保護者へ来庁依頼の通知文を送付し、各種サービスの手続きをする。					
経過	昭和42年 4月 「愛の手帳」交付開始（東京都） 昭和48年10月 「療育手帳」交付開始（国） 平成20年 4月 手帳取得判定のための巡回相談を開始 平成21年 1月 個人情報に配慮した新様式の手帳となる					
必要性	東京都「愛の手帳」交付要綱及び療育手帳制度要綱に基づく事務					
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額							
	①決算額（22年度は見込み）							
	②人件費		2,155	4,270	3,416	4,235	3,258	
	【事務分担当量】 (%)		25	50	40	50	40	
	合計（①+②）	0	2,155	4,270	3,416	4,235	3,258	0
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	2,155	4,270	3,416	4,235	3,258	0
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	交付件数	70	77	84	81	78	81	85
	年度末手帳所持者数	786	817	812	868	904	938	954

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
①	交付件数	81	78	81	12	—	22年度は5月31日現在
	手帳所持者数	868	904	938	938	—	22年度は5月31日現在
	—	—	—	—	—	—	—

（問題点・課題）	・「愛の手帳」取得のためには判定の予約が必要であり、その予約が取れにくい状態であったが、東京都と調整した結果、18歳到達者（更新）については年に1～2回巡回相談判定が実施されるようになった。 ・身体障がいとの重複障がいの傾向が多くなり、日常生活の支援が重要となっている。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	—	—
②	—	—
③	—	—

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議決状況（要旨）	
------------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	精神障害者保健福祉手帳の交付		部課名 担当者名	福祉部障害者福祉課 鈴木 好明	課長名 内線	山形 実 2 6 8 4	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（22年度）							
事務事業の種類	○新規事業（○22年度 ○21年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 7 年度		根拠 法令等	精神保健福祉法律第45条			
終期設定	○有 ●無 年度						
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[1]					
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]					
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]					
目的	一定の精神障がいの状態にあることを証明することで、手帳の交付を受けた者に対し、各方面の協力を得て各種の支援策を講じ、もって精神障がい者の社会復帰の促進及び自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。						
対象者等	精神障がいの疾患を有する者のうち、長期にわたって日常生活又は社会生活への制約がある者。 （知的障がい者は除く）程度によって1級～3級に区分される。 区内の推定障がい者数：3,000人 自立支援医療制度利用者：2,107人 手帳所持者数：1,037人（うち、1級：125人 2級：571人 3級：341人） ※平成22年5月31日現在						
内容	主な優遇措置…所得税・住民税・相続税・自動車税・個人事業税等の減額及び免除、都営交通の無料乗車証、都・区立施設の利用料減免、携帯電話料金の割引、生保受給者への加算措置、NHK受信料免除（区民税非課税世帯対象） 1 申請受付及び交付（経由事務） ① 申請書及び変更届の受理及び書類審査、処理簿記載 ② 都への送付。都は審査後、手帳を区へ送付 ③ 区は処理簿記載・点検後、手帳を申請者へ渡す 2 申請から交付まで2～3ヶ月を要する 3 承認期間は2年で、更新可						
経過	平成12年 4月 保健所より手帳交付事務が障害者福祉課に移管 平成18年10月 申請書類に顔写真の提出が義務付けられる 平成20年 4月 都営交通無料パス（有効期間2年）が無料交付 平成20年10月 NHK受信料免除（区民税非課税世帯対象）						
必要性	精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律に基づく事務である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 経由事務のため、予算措置なし。						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額								
①決算額（22年度は見込み）								
②人件費			1,815	4,183	2,927	1,694	5,704	
【事務分担量】 (%)			50%	135%	70%	20%	210%	
合計（①+②）		0	1,815	4,183	2,927	1,694	5,704	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		0	1,815	4,183	2,927	1,694	5,704	0
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	手帳所持者数(3月31日現在)	631	716	824	778	914	1,016	1,037

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
①	手帳所持者数(3月31日現在)	778	914	1,016	1,037	—	22年度は5月31日現在
	所持者数の割合 %	39	39	45	49	—	精神保健福祉手帳の所持者数 ／自立支援医療利用者数
	—	—	—	—	—	—	

（問題点・課題） （指標点・課題）	自立支援医療単独受給者で、精神保健福祉手帳の申請をしていない人に対し、手帳を交付された場合に受けられるサービスを説明し、手帳取得の促進を図る。						
	（実施 22 区 未実施 区）						

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	自立支援医療申請時に手帳のPR。	制度を活用して、社会参加の機会を増やす。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会 （要旨） 質問 状況	
------------------------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名		自立支援医療(精神通院)制度等		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
				担当者名	鈴木 好明	内線	2 6 8 4
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(22年度)							
事務事業の種類		○新規事業 (○22年度 ○21年度)		○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度		●昭和 ○平成 40 年度		根拠	障害者自立支援法52条、53条		
終期設定		○有 ●無 年度		法令等			
実施基準		●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画
行政評価事業体系		分野	生涯健康都市[Ⅰ]				
		政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
		施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]				
目的		自立支援医療制度(精神通院)は、精神障がい者及び障がい児がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療について、費用の100分の90に相当する額を給付し、福祉の増進を目的とする。所得に応じて、月あたり負担額の上限を設定する。 小児精神医療は、小児精神障がい者の入院医療に要する費用を軽減することにより、児童精神保健の向上及び児童福祉の増進に寄与する。					
対象者等		1 自立支援医療：精神疾患を理由として通院している者で東京都が認めた者 2 小児精神：精神病室での入院治療を必要とする18歳未満の者 (食事療養費のみ自己負担、承認期間1年)					
内容		自立支援医療：承認されると、個人負担は1割となる。承認期間は1年間。所得に応じて5段階の自己負担上限額の設定。住民税非課税者は、区国保医療費助成か都医療費助成の適用で個人負担はなし。 1 申請から承認の流れ ① 申請書を受理し、書類審査・処理簿記載の上東京都へ送付。 ② 国民健康保険加入者の低所得1及び低所得2の者は、国保受給者証申請の手続き。 ③ 東京都から返送された認定結果と受給者証を申請書と照合、処理簿記載、申請者へ送付。 ④ 障害者福祉課から認定結果を国保年金課へ連絡、国保年金課は医療給付金受給者証を交付。 2 申請者は、申請書に記載した医療機関、薬局等に通う。 3 申請日から受給者証が申請者本人へ届くまでに、2～3ヶ月を要する。					
経過		平成12年4月 通院医療費公費負担制度(精神保健福祉法第32条)が保健所から事務移管される。2年に1度の更新。ランク付けなし。交付される患者票は医療機関・薬局で保管。 平成12年9月 国に準じ5%の自己負担を導入(生保・国保を除く) 平成15年4月 国保加入者についても自己負担を導入。同年小児精神の承認期間が6ヶ月から1年に変更。 平成18年4月 通院医療費公費負担制度が自立支援医療制度に移行。 平成22年4月 平成22年度以降の有効期間の更新申請時、診断書の提出が2年に1度に変更。					
必要性		精神障がい者は継続的通院が必要である一方、就労継続が困難なことが多く、収入の確保が難しい。そのため、経済的負担の軽減により医療の確保が必要である。					
実施方法		(1直営) (直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員) 経由事務のため、予算措置無し。但し、小児精神と東京都医療助成に関する受理事務交付金あり。 平成21年度都交付金 150件 35,636円					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額							
	①決算額（22年度は見込み）							
	②人件費		1,901	4,183	2,927	2,240	3,871	
	【事務分担量】（%）		51%	135%	75%	30%	135%	
	合計（①＋②）	0	1,901	4,183	2,927	2,240	3,871	0
	国（特定財源）							
	都（特定財源）					32	36	30
その他（特定財源）								
一般財源	0	1,901	4,183	2,927	2,208	3,835	-30	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	自立支援医療申請受理件数		3,140	2,496	2,626	2,797	3,155	588
	自立支援医療受給者数		2,535	669	1,987	2,349	2,240	2,107

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	①	申請率　%	66	78	74	70	80	受給者数（年度末現在）／推定 受給者数（3,000人） 22年度は6月1日現在
②	—	—	—	—	—	—		
③	—	—	—	—	—	—	—	

（問題点・課題）	・申請に伴い税証明の添付が必要なため、手数料の負担がある。特に国民健康保険加入者においては、同一保険証の家族全員の税証明の手数料が発生して負担となっている。						
	他区の状況	（実施 22 区 未実施 区）					

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	申請にかかる費用負担（診断書料・税証明発行手数料）の軽減のため、税証明添付については、収入申告書を活用し、税証明手数料免除を検討。	申請者の経済負担の緩和。
②	—	—
③	—	—

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名		難病医療費助成事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
				担当者名	中嶋 幸洋	内線	2 6 8 4
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）							
事務事業の種類		○ 新規事業（○ 22年度 ○ 21年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業	
開始年度		● 昭和 ○ 平成 47 年度		根拠	東京都難病患者等に係る医療費の助成に関する規則		
終期設定		○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準		● 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価事業体系		分野	生涯健康都市[1]				
		政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
		施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]				
目的	難病は原因不明で治療方法が確立していない慢性疾患であり、長期の療養を要するため、患者及び家族に多額の医療費負担がかかる。この経済的負担を軽減することにより医療を確保するとともに、治療研究を進めることを目的とする。						
対象者等	区内居住者で、東京都から指定難病患者として認定された者。 平成22年3月末日現在 認定者数1,805名（65歳以上 820名）						
内容	国指定：57疾病、都指定：24疾病 合計：81疾病 〔助成内容〕 難病治療にかかる医療保険又は介護保険の給付を受ける場合に、医療保険（介護保険）の自己負担のうち、生計中心者の所得税額に応じた負担限度額を差し引いた金額を助成する。 負担限度額…A（所得税非課税）0円～G（所得税額70,001円以上）23,100円 ※重症者の場合、負担軽減あり 〔申請手続き〕 1 申請受付 ①申請書類等を受理し、東京都へ進達する。②区が受理してから約2ヶ月後に、都から患者本人へ直接、医療券が送付される。③毎年更新手続き（9月1日一斉更新）をする。 2 申請者は、医療券を医療機関に提示して受診する。 3 関連事業：在宅難病患者医療機器貸与事業、在宅難病患者緊急一時入院事業						
経過	昭和47年10月 国指定12疾病、都指定2疾病で事業開始する。 平成10年 5月 自己負担を導入。 平成12年 9月 人工透析患者の食事療養費負担の助成廃止。文書料の助成廃止。 平成14年 9月 慢性肝炎・肝硬変・ヘパトームを指定から除く。但し平成17年9月までは経過措置として住民税非課税世帯について助成を継続する。（632人） 平成14年10月 ウイルス肝炎入院医療費助成を新設。 平成15年10月 自己負担を定額から所得階層別の負担額設定に変更。19疾病について軽快者を設定。 平成17年 9月 慢性肝炎・肝硬変・ヘパトーム経過措置終了。 平成17年10月 1疾病追加、軽快者対象疾病5疾病追加。 平成19年 9月 ウイルス肝炎入院医療費助成が終了（経過措置は22年9月30日まで）。 平成19年10月 C型肝炎のインターフェロン治療への助成開始。（東京都の制度） 平成20年 4月 B型・C型肝炎のインターフェロン治療への助成開始。（国の制度） 平成20年 6月 C型肝炎のインターフェロン治療への助成受付終了。（東京都の制度） 平成21年10月 国11疾病追加（都4疾病を包含）						
必要性	難病に係る医療費は高額になるため、その一部を助成し経済的負担を軽減、医療を確保する必要がある。						
実施方法	（ ）（直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 経由事務のため、予算措置無し。難病医療費助成について東京都から受理事務手数料あり。 平成 21年度都交付金 1件 236 円 × 2,002 件 = 472,472 円						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額								
①決算額（22年度は見込み）								
②人件費			7,757	7,757	6,405	6,417	2,037	
【事務分担量】 (%)			90	90	95	90	60	
合計（①+②）		0	0	0	6,405	6,417	2,037	0
国（特定財源）								
都（特定財源）		386	299	384	457	458	472	400
その他（特定財源）								
一般財源		-386	-299	-384	5,948	5,959	1,565	-400
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	難病認定者数	1,441	1,432	1,491	1,594	1,603	1,805	2,000
	申請件数	1,672	1,615	1,637	1,621	1,941	2,002	2,200

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
①	認定者数	1,594	1,603	1,805	36	—	22年度は6月1日現在
	申請件数	1,621	1,941	2,002	93	—	22年度は6月1日現在
	—	—	—	—	—	—	

（問題点・課題）	システムの移行により全てのデータを入力し直す必要があり、入力項目も大幅に増えていることから、9月の一斉更新手続きの事務に支障を生じないように処理する必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	移行したシステムに、効率よく正確にデータを入力し直す。	事務の正確性と確実な実施の確保。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議決（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名		都営交通無料乗車券等の発行事務		部課名 担当者名	福祉部障害者福祉課 増田 志鶴代	課長名 内線	山形 実 2690
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（22年度）							
事務事業の種類				○ 新規事業（○ 22年度 ○ 21年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業	
開始年度		● 昭和 ○ 平成 39 年度		根拠	身体障害者等に対する電車乗合自動車、地下高		
終期設定		○ 有 ● 無 年度		法令等	速電車無料乗車券発行規則 等		
実施基準				○ 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市〔Ⅰ〕					
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成〔02〕					
	施策	障がい者の地域社会での自立支援〔02-06〕					
目的	交通手段の利用料金を無料、あるいは半額にすることにより、障がい者の社会参加を促し生活圏の拡大を図る。						
対象者等	【都営交通無料乗車券】 身体障害者手帳所持者・愛の手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者 【民営バス運賃割引証】 身体障害者手帳所持者（第1種）・愛の手帳所持者（手帳交付時に発行） 【有料道路通行料金割引】 ①本人運転の場合：身体障害者手帳所持者 ②介護運転の場合：第1種の身体障がい者及び重度の知的障がい者						
内容	【都営交通無料乗車券】 発行主体：東京都 発行手続：障害者福祉課窓口到手帳を持参し申請する。有効期間は3年（更新は9月30日）。 利用方法：無料乗車券の提示（磁気カードは自動改札）により本人の運賃が無料となる。 （第1種の者は手帳を提示することにより介護者1人が半額） 都電、都バス、日暮里・舎人ライナー、都営地下鉄の全区間で使用可能。 ※精神障害者保健福祉手帳所持者について 都内に住所を有する精神障害者保健福祉手帳所持者については、精神障害者都営交通乗車証が発行される。各定期券発売所での申請となり、有効期間は2年（手帳の有効期限まで）。 【民営バス運賃割引証】 発行主体：東京都 発行手続：障害者福祉課窓口到手帳を持参し申請する。 利用方法：障がい者が介護者同伴で民営バスに乗車する場合、割引証を提示することで介護者も半額割引を受けることができる。（身体障がい者本人については、手帳の提示で半額となる。） 【有料道路通行料金割引の証明】 発行主体：東日本高速道路株式会社、首都高速道路、中日本高速道路株式会社、西日本株式会社および阪神高速道路株式会社 発行手続：障害者福祉課窓口到手帳を持参し、車検証・免許証等の必要書類を添えて申請。 （手帳に証明印を押印する。） 利用方法：手帳（証明印）を提示することにより全有料道路5割引き。 ETC利用者はETCレーンを通行する。						
経過	平成12年10月13日 精神障害者都営交通乗車証の発行を開始。 平成15年12月1日 有料道路通行割引事業の割引券を廃止。手帳の証明印の提示のみで通行割引が受けられるようになり、また、ETCカード利用が可能となった。 平成18年度 都営交通無料乗車券が順次磁気カードに切り替わり、顔写真は不要となる。 平成20年4月 精神障害者都営交通乗車証の発行手数料が無料となる。 平成20年9月30日 都営交通無料乗車券の磁気カード切替完了。						
必要性	障がい者の社会参加を促し、生活圏の拡大を継続していくために必要である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員） 乗車券の発行事務。 都営交通無料乗車券のみ交通局から発行手数料あり（発行1枚につき50円、窓口1ヶ所につき5,000円）						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額								
①決算額（22年度は見込み）								
②人件費			431	854	854	847	245	
【事務分担当】（%）			5	10	10	10	10	
合計（①+②）		0	431	854	854	847	245	0
国（特定財源）								
都（特定財源）				77	49	125	97	100
その他（特定財源）								
一般財源		0	431	777	805	722	148	-100
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	無料乗車券交付件数	1,550	1,313	1,696	1,687	1,685	1,881	1,800
	有料道路割引取扱件数	522	622	478	608	515	547	600

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	①	無料乗車券交付数	1,687	1,685	1,881	130	－	22年度は6月1日現在
	②	有料道路割引取扱件数	608	515	547	69	－	22年度は6月1日現在
	③	民営バス運賃割引証交付数	12	18	30	13	－	22年度は6月1日現在

（問題点・課題 指標分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 東京都の経由事務

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	—	—
②	—	—
③	—	—

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議決 （要旨）	
--------------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	東京都心身障害者扶養年金制度		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
			担当者名	大河内 裕衣	内線	2 6 8 3
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）						
事務事業の種類	○新規事業（○22年度 ○21年度）		○建設事業 ●それ以外の継続事業			
開始年度	●昭和 ○平成 44 年度		根拠	東京都心身障害者扶養年金条例		
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	東京都心身障害者扶養年金条例施行細則		
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[1]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]				
目的	心身に障がいのある者の保護者が相互に掛金を払い込み、保護者が死亡又は身体及び精神の機能を著しく喪失した状態となった後に障がい者に年金を支給し、もって障がい者の生活の安定と福祉の向上を図るとともに、残された障がい者の将来に対し、保護者の抱く不安の軽減を図る。					
対象者等	知的障がい者・身体障がい者（4級以上）・精神病者・その他（脳性麻痺、自閉症、進行性筋萎縮症）の保護者であり、加入時に東京都の区域内に住所を有し、65歳未満であり、東京都規則で定める疾病の状況にないものが加入となった。					
内容	1 身体障害者手帳又は愛の手帳の写し、もしくは精神病等判定書と、加入者・障がい者・年金受取人の住民票を添えて加入申請書を区障害者福祉課に提出、区障害者福祉課は都あて送付。加入決定後、加入証書と掛金納入書が区を通じて加入者宛に送付。加入者は毎月掛金を払込む。掛金は、20年間収納後は免除。加入中に障がい者が亡くなった場合、申請により弔慰金を支給。脱退又は特約条項附加を取り消す場合は、申請により脱退一時金・取消一時金が支給。 2 加入者が死亡又は心身の機能を著しく喪失した状態となった時、申請により毎月定額の年金が受取人の口座に振り込まれる。 【年金額】30,000円／月（特約分は別に10,000円／月を付加） 【掛金】基本分4,800円～15,600円（特約分1,600円～5,200円）加入者の加入時の年齢により7段階減額要件：生活保護 1/2減額、住民税非課税 1/2減額 夫婦ともに障がい者で相互加入 どちらか一方が1/2減額					
経過	昭和44年 4月 制度発足 昭和45年 9月 制度改正（掛金の引下げ、国制度と同額に。払込期間の短縮、25年から20年に） 昭和53年10月 制度改正（掛金の引上げ。年金額の引上げ、20,000円から30,000円に） 昭和62年 7月 制度改正（加入資格年齢緩和、45歳未満から65歳未満に。特約制度導入） 平成10年10月 制度改正（掛金の経過引上げ。脱退・取消一時金の創設。掛金減額内容の変更等） 平成18年10月 扶養年金破綻寸前のため、扶養年金審議会より「制度廃止」の答申 平成18年12月 扶養年金廃止決定。 平成19年 2月末 扶養年金廃止（扶養年金基金の破綻および制度の果たす役割が発足当時に比べ相対的に小さくなったため。年金受給者には年金の支払いを継続し、年金未受給者は、東京都が清算金を支払う） 平成19年 5月 区として説明会を行った。 平成20年 4月 東京都心身障害者扶養共済制度発足					
必要性						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額								
①決算額（22年度は見込み）								
②人件費			826	1,281	939	847	244	
【事務分担量】 (%)			10	10	11	10	3	
合計（①+②）		0	826	1,281	939	847	244	0
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		0	826	1,281	939	847	244	0
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	総加入者数	19,847	—	—	—	—	—	—
	総受給者数	9,946	—	—	—	—	—	—
	区加入者数	288	285	285	—	—	—	—
	区受給者数	166	170	170	162	160	155	155

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
①	区受給者数	162	160	155	155	—	22年度は6月1日現在
	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—

（問題点・課題）	・平成19年2月に東京都心身障害者扶養年金の制度が廃止になり、加入者（年金未受給）には都が清算金を支払うこととなったが、清算金の未手続者がいる。（対象者には都から通知をしている。）
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	—	—
②	—	—
③	—	—

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議決（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	東京都心身障害者扶養共済制度		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
			担当者名	大河内 裕衣	内線	2 6 8 3
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）						
事務事業の種類	● 新規事業（○ 22年度 ○ 21年度）			○ 建設事業	● それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成 20 年度		根拠	東京都心身障害者扶養共済制度条例		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	東京都心身障害者扶養共済制度条例施行規則		
実施基準	○ 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[1]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]				
目的	心身に障がいのある者の保護者が掛金を納付することにより、保護者が死亡又は重度障がいとなった後の障がい者に年金を支給し、もって心身障がい者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障がい者の将来に対し、保護者の抱く不安の軽減を図る。					
対象者等	次の①～③の保護者。（東京都内に住所を有し、加入年度の初日の年齢が65歳未満であり、特別な疾病や障がいがなく、保険契約の対象となる健康状態であるものが加入できる） ①知的障がい者 ②身体障がい者（1～3級） ③精神または身体に永続的な障がいがあり、その程度が①又は②と同程度と認められるもの（精神疾患、脳性まひ、進行性筋萎縮症、自閉症など）					
内容	1 加入希望者は、加入等申込書に障害者手帳の写し等（又は医師の診断書）と、住民票等を添付し、区に提出。区は都に送付。加入が承認されると承認通知書と証書が区を通じて加入者に送付される。 ・加入者は、都から送付された掛金払込納付書により、毎月月末までに、掛金を納付する。年度初日の加入者の年齢が65歳となり、且つ加入期間が20年以上となったとき以後の加入月から掛金が免除となる。 ・障がい者が加入者より先に亡くなった場合、加入期間に応じて弔慰金が支給される。 ・加入者の申し出により脱退したときは、加入期間に応じて脱退一時金が支給される。 2 加入者が死亡し、又は重度障がいと認められたときは、毎月定額の年金を心身障がい者または年金管理者の口座に振込。 【年金額】 20,000円／月（加入1口当たり） 【掛金】 9,300円～23,300円（2口まで加入可）加入者の加入時の年齢により7段階。（平成20年4月1日現在） （生活保護を受けている場合、住民税非課税または免除されている場合、その他知事が必要と認める場合は、申請により1口目の掛金のみ1／2減額される）					
経過	平成19年 2月末 東京都心身障害者扶養年金制度廃止 平成20年 4月 制度発足					
必要性						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員）					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額								
①決算額（22年度は見込み）								
②人件費						847	244	
【事務分担当】（%）						10	3	
合計（①+②）		0	0	0	0	847	244	0
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		0	0	0	0	847	244	0
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	総受給者数					0	3	3
	区加入者数					6	6	10
	区受給者数					0	0	0

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
①	区加入者数	—	6	6	10	—	22年度は6月1日現在
	区受給者数	—	0	0	0	—	22年度は6月1日現在
	—	—	—	—	—	—	—

（問題点・課題）	平成20年度からの制度のため、引き続き事業周知を図る必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	継続して、新規手帳取得者に対して、事業内容の説明を行う	事業が周知される
②	—	—
③	—	—

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議決状況（要旨）	
------------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	自立支援医療（更生医療）給付事業		部課名 担当者名	福祉部障害者福祉課 大口 翔平	課長名 内線	山形 実 2 6 8 2	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（22年度）	自立支援医療（更生医療）支給事業費 （01-11-01）						
事務事業の種類	○新規事業（○22年度 ○21年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業						
開始年度	●昭和 ○平成 24 年度		根拠 法令等	障害者自立支援法			
終期設定	○有 ●無 年度						
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[1]					
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]					
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]					
目的	身体障がい者を対象として、障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を給付する。						
対象者 等	身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の者で、東京都心身障害者福祉センターの判定により医療の給付が必要と認められたもの。（一部の障がいについては区が必要と認めた者）						
内容	【主な治療内容】 - 心臓機能障がいでのペースメーカー埋め込み手術、視覚障がいでの網膜はく離手術 - 人工透析 - 抗HIV療法 等 【医療費給付内容】 - 指定医療機関での保険診療における医療費の自己負担分に対し、各種保険法で定められた高額療養費を限度に給付 - 入院の場合の食事療養費 - 移送費、施術費、治療材料費等 【医療費の審査及び支払】 - 社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に委託 【事務処理】 - 利用者は区に対し更生医療の申請を行い、区は東京都心身障害者福祉センターに要否判定依頼（一部障がいは区で判定）を行い、必要と認められる場合は指定医療機関に更生医療券発行及び利用者に決定通知を交付。 - 治療後、利用者の加入している社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に診療報酬及び事務手数料支払。						
経過	平成18年 4月 障害者自立支援法第52条（自立支援医療）に移行 医療費1割負担化、食費が食事療法であっても原則実費負担となる。 平成19年 3月 生活保護受給中の人工透析受術者が更生医療に移行（68人） 平成22年 4月 肝臓機能障がいに対する肝臓移植及び術後の抗免疫療法が対象となる。						
必要性	法に定められている事業であり、障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要である。						
実施 方法	（2一部委託） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 【決定】直営 【審査・支払】社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会委託						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額		13,746	21,439	22,230	429,249	373,228	431,135	417,550
①決算額（22年度は見込み）		10,021	20,657	19,524	279,057	373,228	431,134	417,550
②人件費			431	854	2,928	1,694	2,036	
【事務分担量】（%）			5	10	45	20	25	
合計（①+②）		10,021	21,088	20,378	281,985	374,922	433,170	417,550
国（特定財源）		5,010	10,328	10,191	140,677	183,201	211,644	208,774
都（特定財源）				2,135	70,339	91,600	105,822	104,387
その他（特定財源）								
一般財源		5,011	10,760	8,052	70,969	100,121	115,704	104,389
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	件数 入院	23	25	28	96	17	64	235
	件数 通院	148	199	193	1,058	1,495	1,336	1,436
	利用者数 入院	15	17	18	24	15	42	117
	利用者数 通院	18	18	25	106	119	160	215

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	入院分	26,701	入院分	31,179	扶助費	417,550
		通院分	346,527	通院分	399,955		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
①	入院件数	96	17	64	35	—	22年度は6月1日現在
	通院件数	1,058	1,495	1,336	236	—	22年度は6月1日現在
	—	—	—	—	—	—	—

（問題点・課題）	・生活保護受給者数の増加による更生医療費の推移予測が必要である。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 法定事業

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	生活保護受給者数の予測推移から、今後の更生医療費の推移を予測する。	予算作成をより円滑に行うことができる。
②		
③	—	—

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議会議決（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	障がい者団体補助		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実														
			担当者名	富岡 一三	内線	2 6 9 1														
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（22年度）	障害者団体補助 （01-12-01）																			
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 22年度 ○ 21年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業																			
開始年度	● 昭和 ○ 平成 58 年度		根拠	荒川区障害者団体等運営費補助金交付要綱																
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等																	
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画															
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[1]																		
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]																		
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]																		
目的	区内に所在する障がい者団体及び障がい者団体連合会に対し、その自主的な活動を積極的に援助・育成するため、予算の範囲内において、その運営費の一部を補助し、障がい者福祉の増進を図る。																			
対象者等	補助金交付団体：8団体 平成22年度実績団体（会員数） ・荒川区身体障害者更生会（145名） ・荒川区手をつなぐ親の会（147名） ・荒川区身障児父母の会（55名） ・荒川のだもみの会（51名） ・荒川区聴覚障害者協会（85名） ・荒川区視力障害者福祉協会（75名） ・荒川腎友会（65名） ・荒川区心身障害児者福祉連合会（7団体）																			
内容	【補助金算定基準】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体の会員数（人）</th> <th>補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30 ～ 50</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>51 ～ 100</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>101 ～ 200</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>201 ～ 300</td> <td>180,000円</td> </tr> <tr> <td>301 ～ 400</td> <td>210,000円</td> </tr> <tr> <td>401以上</td> <td>240,000円</td> </tr> </tbody> </table> ※ 荒川区心身障害児者福祉連合会の補助金額は、当該年度の予算の範囲内で別に定める。 （実績：13～21年度各年度10万円）						団体の会員数（人）	補助金額	30 ～ 50	60,000円	51 ～ 100	120,000円	101 ～ 200	150,000円	201 ～ 300	180,000円	301 ～ 400	210,000円	401以上	240,000円
団体の会員数（人）	補助金額																			
30 ～ 50	60,000円																			
51 ～ 100	120,000円																			
101 ～ 200	150,000円																			
201 ～ 300	180,000円																			
301 ～ 400	210,000円																			
401以上	240,000円																			
経過	昭和 58年 事業開始 平成 元年 連合会の補助金額を予算の範囲内と定める 平成2～4年 補助算定基準改定 平成 5年 荒川腎友会を対象団体に追加																			
必要性	当事者又は家族等により構成される団体に対してその運営経費の一部を補助することにより、団体の自主的な活動を援助・支援し、障がい者団体の活発的な活動や福祉の増進を図るために、必要である。																			
実施方法	（1直営） （直営の場合 ○ 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員）																			

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額		970	970	970	1,070	1,000	1,000	1,000
①決算額（22年度は見込み）		970	910	970	1,000	1,000	1,000	1,000
②人件費			2,048	2,032	329	668	367	
【事務分担量】（%）			31	31	11	15	15	
合計（①+②）		970	2,958	3,002	1,329	1,668	1,367	1,000
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		970	2,958	3,002	1,329	1,668	1,367	1,000
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	団体数	8	8	8	8	8	8	8
	会員数				630	611	614	623

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	団体補助	1,000	団体補助	1,000	団体補助	1,000

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値(25年度)	
①	補助団体数	8	8	8	8	—	補助基準を満たしている団体数

（問題点・課題分析）	団体の会員数増減への対応						
他区の実況	（実施 17 区 未実施 5 区） 未実施：江東区、中野区、目黒区、葛飾区、練馬区						

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	各団体との密な連絡による事前調整	団体への速やかな対応・及び信頼関係の維持
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議決（要旨）	11年三定 「補助対象の連合会非加盟団体への拡大化について」
----------	--------------------------------

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	障がい者運動会補助	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	富岡 一三	内線	2 6 9 1
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（22年度）	障害者運動会補助 (01-12-02)				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 22年度 ○ 21年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	● 昭和 ○ 平成 56 年度		根拠		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[1]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	障がい者団体等の自主的な活動を支援するため、荒川区心身障害児者福祉連合会主催の「荒川区障害者大運動会」の経費の一部を補助することにより、障がい者福祉の向上に寄与する。				
対象者等	荒川区心身障害児者福祉連合会				
内容	【事業名】 荒川区障害者大運動会 【実施日】 9月最終日曜日 【場 所】 区立第一中学校校庭又は体育館 【参加者】 区内障害者（児）、家族及び関係者 約750名 【主 催】 荒川区心身障害児者福祉連合会 【後 援】 荒川区、荒川区社会福祉協議会 ※ 民生委員ほか、多数のボランティアの協力を得て実施				
経過	平成10年 4月 補助金額を10%削減 平成12年 4月 必要経費を除く経費を3ヵ年かけ、段階的に削減 (12年度72万円、13年度62万円、14年度52万円) 平成14年 4月 障がい者団体等の要望により補助金の削減を凍結 平成15年 4月 運営費補助金交付要綱策定				
必要性	障がい者団体の自主的な活動であり、区としてもその活動を後援している。また、障がい者だけでなく家族の交流の場ともなっているため、必要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ○ 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	520	520	520	520	520	520	520
	①決算額（22年度は見込み）	520	520	520	520	520	520	520
	②人件費		86	205	329	668	489	
	【事務分担量】 (%)		1	6	11	15	20	
	合計（①+②）	520	606	725	849	1,188	1,009	520
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	520	606	725	849	1,188	1,009	520
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	参加人数	650	600	700	700	750	750	750

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	運動会補助	520	運動会補助	520	運動会補助	520

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
①	参加人数		700	750	750	750	—	

（問題点・課題分析）	なし
他区の実況	（実施 2 区 未実施 区） 実施：渋谷区、足立区

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①		
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議決（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	福祉事業事務費 (身体・知的障害相談員)	部課名 担当人名	福祉部障害者福祉課 大河内 裕衣	課長名 内線	山形 実 2 6 8 3
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード(22年度)	福祉事業事務費(身体・知的障害相談員事業) (01-14-01)				
事務事業の種類	○新規事業 (○22年度 ○21年度) ○建設事業 ●それ以外の継続事業				
開始年度	●昭和 ○平成 43 年度		根拠	身体障害者相談員設置要綱(区)	
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	知的障害者相談員設置要綱(区)	
実施基準	●法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[1]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	相談員が身体障がい者(児)および知的障がい者(児)に対し、各種相談、日常生活の援助、施設への入所措置等、社会的自立のための援助を行う。また、身体障害者相談員、知的障害者相談員、障がい者団体との連絡、意見交換を行うことにより、各種事業への意見を反映させる。				
対象者等	平成22年度 身体障害者相談員 11名 知的障害者相談員 6名				
内容	①区長が選任した相談員に2年間業務を委託する。(平成22年4月選任) ②相談員は自宅相談及び出張相談を行い、活動記録簿に活動状況を記録し、毎年4月10日までに相談員活動報告書により区に報告する。 ③区は毎年4月20日までに②の報告書を取りまとめる。 ・相談員の報償金は毎年9月及び3月に、それぞれの月までの分をまとめて支給するものとする。 ・相談内容 手帳・補装具・自立支援給付・家族関係等 ※相談員の研修は、年2回程度区で行う。 (内容：障がい者の福祉制度の変更等の周知・相談員の役割など) ④相談員の方の周知については、「障がい者の福祉」とホームページに掲載している。				
経過					
必要性	障がい者の持つ要望や悩み等に、より適切に対応するには、行政だけではなく、障がい者当事者(身体障害者相談員)や家族(知的障害者相談員)が行う相談が必要である。				
実施方法	(3委託) (直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員) 相談員の報償費(3,170円/月・人)及び、消耗品費については都の交付金を受け、支払う。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	711	711	713	686	678	711	711
	①決算額(22年度は見込み)	679	685	672	686	672	672	711
	②人件費		3,448	854	598	1,694	1,873	
	【事務分担量】(%)		40	10	7	20	23	
	合計(①+②)	679	4,133	1,526	1,284	2,366	2,545	711
	国(特定財源)							
	都(特定財源)	672	672	672	672	672	672	698
	その他(特定財源)							
	一般財源	7	3,461	854	612	1,694	1,873	13
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	身障相談員数	11	11	11	11	11	11	11
	相談件数他	646	395	404	418	296	396	
	知的相談員数	6	6	6	6	6	6	6
	相談件数他	300	177	313	246	229	298	

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	相談員活動費	646	相談員活動費	646	相談員活動費	678
	一般需要費	相談員研修会・連絡会費	26	相談員研修用消耗品	26	相談員研修用消耗品	33

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	① 身障相談件数	418	296	396	0	—	22年度は6月1日現在
	② 知的相談件数	246	229	298	0	—	22年度は6月1日現在
	③ —	—	—	—	—	—	—

（問題点・課題分析）	相談員の個人情報の取扱いに関する知識の強化が必要である。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	個人情報の取扱いに関する研修会を行う。	相談員の個人情報の取扱いに関する知識が向上することにより、相談者のプライバシーが守られ、情報漏えい等の問題が回避される。
②	—	—
③	—	—

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議決状況（要旨）	
------------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	福祉事業事務費（障害福祉専門推進員）		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実	
			担当者名	中野 登美子	内線	2 6 8 5	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（22年度）	福祉事業事務費（障害福祉専門推進員） （01-14-01）						
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 22年度 ○ 21年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度	○ 昭和 ● 平成 9 年度		根拠	荒川区障害者福祉課非常勤職員設置要綱			
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等				
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[1]					
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]					
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]					
目的	荒川区の障がい者福祉の向上を図るため、非常勤職員として障害福祉専門推進員を配置する。						
対象者 等	障害福祉専門推進員 5名						
内容	障害者福祉課長の指揮、監督の下に、障害者福祉課において次の業務を行う。 障害福祉専門推進員 （1）障害者自立支援法に関する事務。 （2）障害者福祉の所管事業に関する事務。 （3）精神保健福祉事業に関する事務。 （4）その他任命権者が必要と認めるもの。						
経過	平成 9 年 4 月 事業開始 平成 1 7 年 4 月 精神保健福祉相談員配置 平成 1 9 年 4 月 要綱改正 精神保健福祉事業に関する事務を含めて障害福祉専門推進員を設置						
必要性	職務遂行に適する豊富な知識・経験を有している非常勤を配置することで、より質の高いサービスを提供することができる						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ○ 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員）						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額		2,709	5,470	5,562	7,671	11,436	13,726	13,480
①決算額（22年度は見込み）		2,709	5,470	4,934	8,163	10,970	13,411	13,480
②人件費			0	854	1,452	1,271	652	
【事務分担量】（%）			0	10	17	15	8	
合計（①+②）		2,709	5,470	5,788	9,615	12,241	14,063	13,480
国（特定財源）								
都（特定財源）						1,480		
その他（特定財源）								
一般財源		2,709	5,470	5,788	9,615	10,761	14,063	13,480
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	障害福祉専門推進員	1	1	1	3	4	5	5
	精神保健福祉相談員		1	1				

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	障害福祉専門推進員	9,808	障害福祉専門推進員	11,988	障害福祉専門推進員	11,988
	共済費	社会保険料	1,151	社会保険料	1,423	社会保険料	1,459
	旅費	特別旅費	11			特別旅費	33

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		18年度	19年度	20年度	21年度	目標値 (25年度)	
①	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—

問題点・課題 (指標分析)	専門職配置のため、適正のある人材の確保及び継続雇用が困難になりがちである。						
他区の実況	(実施区 未実施区)						

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	研修等を活用し、職に応じた専門知識の向上を図る	適正のある人材の確保及び区民サービスの向上
②	—	—
③	—	—

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会 （要旨） 質問状	
-------------------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	福祉事業事務費（成年後見事業）		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
			担当者名	鈴木 好明	内線	2 6 8 4
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	福祉事業事務費（成年後見事業） （01-14-01）					
事務事業の種類	○新規事業（○22年度 ○21年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業					
開始年度	○昭和 ●平成 17 年度		根拠	荒川区成年後見制度における区長による審判の請求手続等に関する要綱		
終期設定	○有 ●無 年度		法令等			
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[1]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]				
目的	身寄りのいない、判断能力が不十分な人について、区長が家庭裁判所に対して後見開始等の申立てを行い、選任された後見人等が成年被後見人（本人）の財産管理や身上監護を行うことによって成年被後見人の福祉向上を図る。					
対象者等	判断能力が不十分な知的障がい者、精神障がい者のうち、身寄りがいない場合等、当事者による申立てが期待できない状況にある人					
内容	平成12年より施行されている成年後見制度は、家庭裁判所が成年後見任等を選任する法定後見制度と、本人が契約によって自ら後見人を選任する任意後見制度とに大別される。 法定後見については、本人の判断能力の程度により後見（事理弁識能力を欠く状況）、保佐（事理弁識能力が著しく不十分）、補助（事理弁識能力が不十分）の3類型に分類され、医師の鑑定及び裁判所の審理を経て選出された後見人、保佐人、補助人が本人のために同意権、取消権、代理権を行使して、契約締結や財産管理等を行う。 本事業はこれらの対象者について、必要な手続き等を行い、本人の保護を図るために区長が申立てを行うものである。					
経過	平成14年度 要綱制定 平成20年度 福祉推進課からの再配当により執行（平成21年度より事務移管）					
必要性	身寄りのない知的・精神障がい者等が不動産の売買や預貯金に関する金融機関との取引、福祉関係施設への入所に関する契約等を行う場合には、この制度を利用する他に方法がないため、必要性は高い。					
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額					238	360	360
	①決算額（22年度は見込み）					138	0	360
	②人件費					1,271	814	
	【事務分担量】（%）					15	10	
	合計（①+②）	0	0	0	0	1,409	814	360
	国（特定財源）					0	0	0
	都（特定財源）					0	0	0
	その他（特定財源）					138	0	360
一般財源	0	0	0	0	1,271	814	0	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	申立件数（知的障がい者）			0	0	1	0	0
	申立件数（精神障がい者）			0	0	0	0	0

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	役務費	手数料	129	手数料	0	手数料	343
	公課費	印紙代	9	印紙代	0	印紙代	17

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
①	申立件数	0	1	0	0	—	22年度は6月1日現在
	選定件数	0	1	0	0	—	22年度は6月1日現在
	選定割合	—	—	—	—	—	—

問題点・課題 (指標分析)	措置から利用者の契約に基づくサービス提供となったことから、非課税世帯においても成年後見事業による支援が必要となったため、後見報酬助成を検討する必要がある。						
	他区の実施状況	（実施区）		未実施区）			

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	区長申立てから後見人報酬助成までの一連の制度の整備を検討する	非課税世帯においても後見人の申立てが可能になる
②	—	—
③	—	—

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

状況（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	障害程度区分認定事務費		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
			担当者名	岡野 勝哉	内線	2689
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	障害程度区分認定事務費（01-14-02）					
事務事業の種類	○新規事業（○22年度 ○21年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業					
開始年度	○昭和 ●平成 18 年度		根拠	障害者自立支援法第4,15,20,21,24条、荒川区障害者介護給付費等の支給に関する審査会条例		
終期設定	○有 ●無 年度		法令等			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[1]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]				
目的	障害者自立支援法に定める障害福祉サービス提供の根拠となる、障害程度区分認定のための調査および審査会開催を目的とする。					
対象者等	介護給付費および訓練等給付費の支給申請者および支給決定の変更の申請者のうち、18歳以上の者。					
内容	【障害程度区分認定に至る流れ】 ※ 介護の支援を受ける場合は介護給付、訓練等の支援を受ける場合は訓練等給付に位置付けられ、それぞれ、認定する際のプロセスが異なる。 ※ 障害程度区分……介護給付の必要度を表す6段階の区分（区分1～6：区分6の方が必要度が高い） 【審査会開催回数】 3合議体、月3回開催 開催回数 … 36回（予定） 【審査会委員構成】 医師会医師6名、首都大学東京教授等3名、社会福祉士1名、社会福祉協議会職員1名 福祉施設職員3名、当事者1名					
経過	平成18年4月 法施行 平成18年5月 認定調査開始 平成18年6月 審査会開始					
必要性	支給決定の仕組みを透明化、明確化するために認定調査や審査が必要である。					
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員）					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額				29,070	14,719	14,658	16,837	15,202
①決算額（22年度は見込み）				21,890	8,903	11,213	13,201	15,202
②人件費				7,888	14,518	11,858	10,587	
【事務分担量】（%）				150	170	140	130	
合計（①+②）		0	0	29,778	23,421	23,071	23,788	15,202
国（特定財源）				4,271	4,871	1,804	3,132	3,361
都（特定財源）				0	0	0	0	0
その他（特定財源）		0	0	0	0	0	0	0
一般財源		0	0	25,507	18,550	21,267	20,656	11,841
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	審査会開催回数			37	22	28	35	36
	障害程度区分認定件数			250	103	163	290	302

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	審査会委員・非常勤報酬	9,096	審査会委員・非常勤報酬	10,330	審査会委員・非常勤報酬	11,058
	共済費	社会保険料(非常勤)	844	社会保険料(非常勤)	931	社会保険料(非常勤)	911
	報償費	認定審査会委員新任研修	0	認定審査会委員新任研修	30	認定審査会委員新任研修	150
	職員旅費	職員旅費	0	職員旅費	0	職員旅費	105
	特別旅費	調査非常勤旅費	122	調査非常勤旅費	217	調査非常勤旅費	862
	一般需用費	消耗品費	100	消耗品費	84	消耗品費	163
	役務費	意見書作成手数料等	1,050	意見書作成手数料等	1,608	意見書作成手数料等	1,953

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値(25年度)	
①	申請件数	175	199	346	36	399	介護給付及び訓練等給付 平成22年度は6月1日現在
②	障害程度区分認定件数	103	175	290	47	302	介護給付のみ 平成22年度は6月1日現在
③							

問題点・課題 (指標分析)	・障害程度区分の認定期間は原則3年間であるため、3年周期で認定件数の多い年度が到来する。次回は平成24年度。 ・また平成23年度中に身体・知的・精神の各施設は自立支援法の新体系に移行することとされている。しかし、新体系移行後の施設運営は課題が多く、今後の国の動向を見守る施設も多いと聞いている。そのため、施設の移行時期が集中し一時的な認定件数の増加が予測される。 ・これらに備え、的確な認定調査および二次判定を行える体制を確保し続けることが課題である。 ・今年度より新システムが導入されたが、より利用しやすいシステムにするため、今後改修の必要がある。
施の実状	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	同一の認定調査員の雇用を継続する。	認定調査業務に習熟した職員が確保できる。
②	審査会については継続して3部会により構成する。	申請件数の急増にも対応できる体制が確保できる。
③	平成22年9月を目処に、新旧システムのデータの整合性を図る。	各申請、統計業務をより効率的に行なえる作業体制の構築。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会 (要旨)	
------------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	聴覚障がい者相談事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	富岡 一三	内線	2691
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（22年度）	聴覚障害者相談事業費 （01-14-03）				
事務事業の種類	○新規事業（○22年度 ○21年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業				
開始年度	●昭和 ○平成 54 年度		根拠	荒川区聴覚障害者相談事業実施要綱	
終期設定	○有 ●無 年度		法令等		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[1]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	手話通訳者による相談日を設け、聴覚障がい者のための区役所内での各種相談を容易にする。				
対象者 等	聴覚障がい者 【相談件数実績】平成21年度96件（毎週・火曜日）				
内容	【窓口相談】 障害者福祉課窓口到手話通訳者を配置する。 相談日：毎週火曜日の午後1時～午後4時 手話通訳者：1名（報償費1回の派遣あたり@1,500×3時間） 【専門相談】 窓口相談では対応の難しい専門的な相談内容については、東京聴覚障害者自立支援センターの実施する聴覚障害者相談支援ネットワーク事業を活用することで、様々な分野の相談を包括して行う。				
経過	昭和56年 4月 相談日増 月1回→月2回 平成10年 4月 用語改定 手話通訳者の資格（国が実施する手話通訳認定者） 手話通訳者の委嘱（任期1年） 手話通訳者に対する謝礼（1回半日6,000円） 平成13年 4月 手話通訳者時間変更（午前9:00～12:00、派遣あたり@1,500×3時間） 平成15年 4月 手話通訳者時間変更（午後1:00～4:00、派遣あたり@1,500×3時間） （区報掲載） 平成18年 6月 手話通訳者曜日変更第2・4火曜日 平成21年 4月 手話通訳者回数変更（毎週・火曜日）、専門相談事業開始				
必要性	手話は聴覚障がい者の有効なコミュニケーション手段であり、当事業においては障害者福祉課における手続き等相談だけではなく、他課の相談も行っており、必要である。				
実施 方法	（1直営） （直営の場合 ○常勤 ●非常勤 ○臨時職員）				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額		108	108	108	108	108	336	345
①決算額（22年度は見込み）		99	108	108	108	99	234	345
②人件費			324	205	85	668	774	
【事務分担量】（%）			11	6	1	15	20	
合計（①+②）		99	432	313	193	767	1,008	345
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		99	432	313	193	767	1,008	345
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	窓口相談（件数）	29	34	48	51	49	96	100
	専門相談（時間数）						4	6

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	手話通訳者謝礼	99	手話通訳者謝礼	216	手話通訳者謝礼	225
	委託料			専門相談	18	専門相談	120

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
①	窓口相談（件数）	51	49	96	16	—	22年度は6月1日現在
	② 専門相談（時間数）	—	—	4	2	—	22年度は6月1日現在
	③ —	—	—	—	—	—	—

（問題点・課題分析）	窓口相談においては、火曜日が祝日の場合、振替実施ではなく中止となっている。
他区の実況	（実施 11 区 未実施 11 区） 実施：中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、目黒区、大田区、豊島区、北区、江戸川区

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	火曜日が祝日に当たった場合、翌日等に振り替えて実施する	利用者の利便性の確保
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	継続	現状の規模で実施する

議会議決（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	精神保健福祉事業	部課名 担当者名	福祉部障害者福祉課 鈴木 好明	課長名 内線	山形 実 2 6 8 4
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（22年度）	精神保健福祉事業費 (01-17-01)				
事務事業の種類	○新規事業（○22年度 ○21年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業				
開始年度	●昭和 ○平成 41 年度		根拠 法令等	精神保健福祉法、地域保健法	
終期設定	○有 ●無 年度				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[1]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	地域精神保健福祉活動の中心として、関係諸機関・施設との連絡調整のもとに、精神障がい者の早期治療の促進及び社会適応・復帰を援助するため相談・訪問等を積極的に行う。また、精神保健福祉に対する区民の意識を高める。				
対象者等	区民及び区内精神障がい者（推定数3,000人）その家族、関係者。				
内容	1 予防と健康の保持増進 (1) 普及啓発：講演会年2回、精神保健福祉ボランティア講座（委託）、依頼による健康教育区報を利用した知識の普及 (2) 相談：こころの健康相談（年48回）、思春期相談（年12回）、統合失調症家族教室保健師による訪問指導、来所相談、電話相談（随時） 2 医療及び保護 (1) 医療費助成：自立支援医療、小児精神障がい者入院医療費助成 (2) 保護：警察官通報（精神保健福祉法第24条）、区長同意、移送 3 社会復帰と自立と社会参加の促進 デイケア（委託）、社会適応訓練、精神障害者保健福祉手帳交付、精神障がい者小規模通所授産施設等支援（区内5ヶ所）、精神障がい者グループホーム支援（区内3ヶ所） 4 組織の育成 精神障がい者家族会（めぐみ会）支援、精神障がい者ホームヘルプステップアップ研修の実施				
経過	平成11年度 精神保健福祉ボランティア講座開催。家族教室を開始 平成14年度 区内の精神障がい者施設に呼びかけてスポーツ交流会開催 平成17年度 精神保健福祉ボランティア講座を生活支援センターへ委託 平成18年度 組織改正により保健所で行っていた当事業は障害者福祉課で実施することとなった				
必要性	区民の精神的健康の保持増進、精神疾患の早期治療、並びに精神障がい者の社会復帰及び自立と社会経済活動への参加を図る取り組みは、地域住民の福祉のために不可欠である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額		2,630	2,993	2,622	2,622	2,330	2,330	2,330
①決算額（22年度は見込み）		2,630	2,751	2,131	1,865	1,988	1,967	2,330
②人件費			4,396	3,843	4,697	5,506	5,701	
【事務分担量】（%）			51	45	55	65	70	
合計（①+②）		2,630	7,147	5,974	6,562	7,494	7,668	2,330
国（特定財源）		0	0	0	0	0	0	0
都（特定財源）						42	42	42
その他（特定財源）								
一般財源		2,630	7,147	5,974	6,562	7,452	7,626	2,288
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	区長同意・解除（人）	23	34	45	40	59	71	80
	警察官24条通報（件）	42	40	31	30	32	39	40
	相談者数（精神科医相談のみ）	258	263	135	131	96	143	150
	ホームヘルプ講座参加者実人数	13	—	20	24	31	61	70

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般賃金	精神科医師雇上げ	1,620	精神科医師雇上げ	1,593	精神科医師雇上げ	1,944
	報償費	講演会講師謝礼	168	講演会講師謝礼	174	講演会講師謝礼	177
	一般需用費	用品請求・印刷物購入	51	用品請求・印刷物購入	51	用品請求・印刷物購入	58
	役務費	保険料	8	保険料	8	保険料	9
	使用料	スポーツ交流会会場	21	スポーツ交流会会場	21	スポーツ交流会会場	22
	負担金補助	家族会補助	120	家族会補助	120	家族会補助	120

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
①	精神科医師相談者延べ数	130	124	143	31	150	22年度は6月1日現在
②	保健師による相談者延べ数	4,368	4,974	6,522	1,191	8,000	22年度は6月1日現在
③	—	—	—	—	—	—	—

問題点・課題 (指標分析)	1 精神保健福祉法第24条通報による措置入院や、区長同意等の医療保護入院による精神障がい者の動向を把握し、病院訪問、家庭訪問等により具体的に支援することにより、社会的長期入院と入退院の繰り返しを予防する。 2 精神障がい者は、家族や周囲の方との人間関係の影響を受けやすくストレスに対して脆弱であり、病状の変化を起こしやすい。そのため、病気の理解や接し方等の学習の場としての家族教室が重要である。
他区の状況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	24条通報による入院患者、区長同意等医療保護入院による入院患者の動向把握と支援を実施する。	退院後、安定した地域生活が営める。
②	家族教室の充実、家族会への支援を強化する。	家族と当事者との安定した関係が築かれ、再発防止につながる。
③	—	—

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	精神障がい者の安定した地域生活継続のために必要な事業である

議会 （要旨） 状況	
------------------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名		精神保健福祉ネットワーク事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
				担当者名	鈴木 好明	内線	2 6 8 4
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）		精神保健福祉連絡協議会（01-17-02）					
事務事業の種類		○ 新規事業（○ 22年度 ○ 21年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業	
開始年度		○ 昭和 ● 平成 5 年度		根拠	荒川区精神保健福祉連絡協議会設置要綱		
終期設定		○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準		○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系		分野	生涯健康都市[Ⅰ]				
		政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
		施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]				
目的		(1) 精神保健福祉活動を行う機関・団体で構成する精神保健福祉連絡協議会を設置し、地域における精神保健福祉のネットワークの充実と荒川区の地域精神保健福祉施策の推進を図る。 (2) 実務担当者レベルのネットワークとして、精神ネットワーク会議を定期的に開く。					
対象者等		(1) 協議会は、福祉部長・健康部長・保健所長・地域の精神科医師・精神保健福祉センター所長・学識経験者・区内施設関係者・民生委員・荒川区精神障害者家族会及び当事者・支援センターアゼリア所長・商店会町会連合会の推薦などで委員を構成。オブザーバーとして警察署。 (2) 精神ネットワーク会議は関係機関の実務担当者を中心に構成する。					
内容		(1) 精神保健福祉連絡協議会における協議事項 ①精神保健福祉活動の推進に関すること ②関係機関、関係団体の協力体制の整備に関すること ③精神保健福祉の正しい知識の普及・啓発に関すること ④自助団体、協力団体等の育成に関すること ⑤その他、協議会会長が必要と認める事項 (2) 平成21年度の協議会のテーマは「精神障がい者を地域で支えるために」 (3) 精神ネットワーク会議は、ケース検討等を通じた関係機関の学習・交流・連携の場と位置づける					
経過		平成17年度 構成員の見直しに伴う要綱・要領を改正（支援センターアゼリアの代表を委員に加える等）。 薬物・酒害相談関係機関連絡会および精神保健福祉関係機関連絡会を一本化した上、荒川区精神保健福祉連絡協議会の実務担当者のネットワーク会議として位置付ける。また、委員謝礼を廃止した。					
必要性		相談事例は、解決困難な事例が多くなり、対応が難しくなっている。関係機関のネットワークを密にし、精度の高いケアを行う。					
実施方法		(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員) (1) 連協の委員任期 平成20年4月～平成23年3月 年間1回の実施 (2) ネットワーク会議は年4回。区内外の医療機関・施設・関係機関の実務担当者の参加を呼びかけている。					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額		68	160	173	180	173	173	173
①決算額（22年度は見込み）		48	103	123	161	130	94	173
②人件費			2,413	2,562	5,124	5,929	6,922	
【事務分担量】 (%)			28	30	60	70	85	
合計（①+②）		48	2,516	2,685	5,285	6,059	7,016	173
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		48	2,516	2,685	5,285	6,059	7,016	173
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	連絡協議会開催(回)	1	1	1	1	1	1	1
	ネットワーク会議(回)	4	4	4	4	4	4	4
	ネット会議参加者数(人)	122	75	110	114	135	133	22
	参加団体数	20	24	21	20	32	32	22

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	外部委員・講師謝礼	130	外部委員・講師謝礼 特別旅費	93 1	外部委員・講師謝礼	173

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
①	ネット会議参加者数（人）	114	135	133	22	150	22年度は6月1日現在
	②	—	—	—	—	—	—
	③	—	—	—	—	—	—

（問題点・課題）	相談事例はアルコール依存とうつ病、知的障がいと統合失調症を併せ持つケース、DV・家庭内暴力や思春期問題等が複雑に絡み合っている。また、精神障がい者諸施設の通所者や入所者も障がい単一ではないため、医療機関、社会復帰施設、就労支援団体、司法関係などとの連携が求められている。そこで、区がコーディネーターとなって連携を強めていく必要がある。
他区の実況	（実施 18 区 未実施 4 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	さまざまな問題に対応するネットワーク構成機関メンバーによる報告や問題・課題提起	精神保健福祉に係る機関の担当者間の情報交換を行うことで連携を強化し、複雑困難事例に対する対応能力を高めることができる。
②	—	—
③	—	—

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	多様化する事例に対応するため、関係機関のネットワークを充実させる

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	薬物・酒害対策事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
			担当者名	鈴木 好明	内線	2 6 8 4
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（22年度）	薬物・酒害対策事業費 (01-17-03)					
事務事業の種類	○新規事業（○22年度 ○21年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業					
開始年度	○昭和 ●平成 8 年度		根拠	荒川区基本計画・実施計画、保健医療計画		
終期設定	○有 ●無 年度		法令等			
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[1]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]				
目的	①薬物・酒害相談 薬物・アルコール依存症者及び家庭環境の事情に応じて適切・総合的に対応し、健康回復と社会復帰を促進する ②薬物乱用防止対策 関係機関と連携し、乱用防止の普及啓発を推進する。					
対象者等	①相談対象は薬物、酒など嗜癖問題に悩む区内在住者 ②区関係部署と更生保護施設等関連施設、東京都薬物乱用防止指導員や小中学校との連携					
内容	薬物・酒害相談 …… 精神科医師と民間相談員による専門相談。年間24回（各2名） 保健師による訪問・面接・自助グループ、医療機関の紹介 薬物乱用・酒害の予防及び対応に関する区民への講演会 年間1回/薬物予防学校教育講演会					
経過	平成 8年 4月 酒害相談（月2回）個別相談・家族教室（月2回）開始。酒害相談の中で薬物相談も実施 酒害相談関係機関連絡会（年2回）開始。 平成11年度 東京都の受託事業（3年間）として、薬物相談関係機関連絡協議会（年2回）を設置。 平成13年 2月 区内薬店・薬局11個所に「薬物相談窓口」を設置。家族教室廃止。 平成14年度 薬物酒害相談にアルコール依存リハビリ施設（リブ作業所）と薬物依存リハビリ施設（ダルク）の回復者による民間相談を導入。薬物相談関係機関連絡協議会は薬物相談関係機関連絡会として継承。 平成15年度 薬物相談関係機関連絡会と酒害相談関係機関連絡会を統合し、薬物酒害関係機関業務連絡会（年2回）を開催。東京都薬物乱用防止推進荒川地区協議会の事務局を担う。 平成17年度 薬物酒害関係機関業務連絡会と精神保健福祉関係機関業務連絡会を統合し、精神ネットワーク会議とし、荒川区精神保健連絡協議会の実務者レベルの会合と位置づける。 平成18年度 薬物乱用予防教育は健康推進課に移管。 平成20年度 予防教育を障害者福祉課に戻す。東京都薬防協荒川地区事務局を保健所に移管。					
必要性	薬物依存症、アルコール依存症の健康回復・社会復帰には、当事者、家族など個人の力では限界があり専門機関との連携によるアプローチが不可欠である。					
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ●臨時職員） ①薬物・酒害相談：専門医に民間相談員も加えた相談とし、専門的な医療面からの支援と依存症からの回復モデルを示すことにより見通しを持った支援体制とする。関係機関との実務者レベルでの精神ネットワーク会議を活用し、相談及び支援の精度を高める。 ②薬物乱用防止対策事業：東京都薬物乱用防止荒川地区協議会や小中学校と連携し、地域に根ざした乱用防止体制を総合的に進める。					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	973	839	839	789	1,174	1,174	1,204
	①決算額（22年度は見込み）	938	765	835	775	1,024	1,081	1,204
	②人件費		4,310	4,270	854	847	1,629	
	【事務分担量】（%）		50	50	10	10	20	
	合計（①+②）	938	5,075	5,105	1,629	1,871	2,710	1,204
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	938	5,075	5,105	1,629	1,871	2,710	1,204
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	相談者延数（医師等専門相談）	72	60	61	50	40	47	48
	薬物酒害相談開催（回数）	24	24	24	24	24	23	24
	薬物乱用予防教育（実施学校数）	14	13	8	8	8	10	8

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般賃金	医師雇上・民間相談員	961	医師雇上・民間相談員	946	医師雇上・民間相談員	1,004
	報償費	講演会講師謝礼他	30	講演会講師謝礼他	116	講演会講師謝礼他	166
	一般需用費	図書・その他	34	図書・その他	19	図書・その他	34

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
①	医師等専門相談者延べ人数	50	40	47	18	50	22年度は6月1日現在
②	保健師による相談者延べ数	315	561	671	166	1,000	22年度は6月1日現在
③	—	—	—	—	—	—	—

（問題点・課題分析）	薬物・酒害にとどまらず、広がる様々な依存症に対する講演会等のニーズに応える。
他区の実況	（実施 15 区 未実施 7 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	薬物乱用予防教育の計画的実施、養護教諭との連携	より多くの児童生徒に薬物乱用防止教育を実施できる。
②		
③	—	—

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	様々な依存症に対応するよう取り組む

況（要旨）	議会質問状
-------	-------

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	ひきこもり家族教室		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実		
			担当者名	鈴木 好明	内線	2 6 8 4		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（22年度）	精神保健福祉対策費 (01-17-04)							
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 22年度 ○ 21年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業							
開始年度	○ 昭和 ● 平成 19 年度		根拠 法令等	精神保健福祉法 地域保健法				
終期設定	○ 有 ● 無 年度							
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画			
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[1]						
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]						
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]						
目的	ひきこもり対策として、思春期ひきこもり家族教室を行うことにより、ひきこもりの長期化防止を図り、自立への方向性を確立する。							
対象者等	ひきこもり始めた段階からひきこもっている状態の概ね15歳～35歳までの人の家族							
内容	【ひきこもり家族教室】 思春期ひきこもりの方の家族の対応方法など学ぶ。（講師：臨床心理士など） 周知方法は区報、チラシ、インターネット・こころの相談等による。 【自助グループ「旅立ちの会」支援】 当会は毎月第一木曜日の夜に活動している。相談を受けた家族に会を紹介している。							
経過	平成20年度 ひきこもり家族教室（年8回）、ひきこもり講演会（年1回）							
必要性	1 思春期のひきこもりとは、家族にとって対応方法が難しく、家族全体の生活に影響するため、専門家からの助言は大きな支えとなる。 2 ひきこもり事例の中には、精神疾患の初期症状はないか、また、福祉施策の対象とならなければ、地域資源が少なく、継続した支援を得にくい。 3 荒川区のこころの相談を利用した30歳代以上のケースのうち、約4分の1が思春期から不登校、ひきこもり、家庭内暴力等の問題があったにもかかわらず、早期の対応に至っていない。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ● 臨時職員） 講師：医師、専門家等							
予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	—	—	—	196	196	196	396
	①決算額（22年度は見込み）	—	—	—	92	229	187	396
	②人件費				5,124	3,388	4,072	
	【事務分担量】（%）				60	40	50	
	合計（①+②）	0	0	0	5,216	3,617	4,259	396
	国（特定財源）							
	都（特定財源）				46	172	163	198
	その他（特定財源） 一般財源	0	0	0	5,170	3,445	4,096	198
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	ひきこもり家族教室のべ参加数	—	—	—	16	51	44	50

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	賃金					個別相談	200
	報償費	家族教室	229	家族教室	187	家族教室	196

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	①	家族教室のべ参加者数	16	51	44	12	70	22年度は6月1日現在
	②							
	③							

（問題点・課題分析）	ひきこもり家族教室は、ひきこもり本人が思春期から概ね35歳の年齢層を対象に早期に対応し、ひきこもりの長期化を防止する。
	（実施 7 区 未実施 区） （実施区）：品川区、目黒区、杉並区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	ひきこもり本人への対応を検討する	社会参加を促す
②		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	ひきこもり対策の充実を図る

状況（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	自殺予防対策事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
			担当者名	与儀 恵子	内線	2379
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	精神保健福祉対策費（01-17-04）					
事務事業の種類	○新規事業（○22年度 ○21年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業					
開始年度	○昭和 ●平成 19 年度		根拠	精神保健福祉法 地域保健法 自殺対策基本法		
終期設定	○有 ●無 年度		法令等			
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[1]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]				
目的	自殺予防対策として、自殺の現状を区民と関係職員等に広く周知し、自殺に追い込まれる可能性のある方に接した際に、必要な機関へ繋ぎ、自殺を予防するための全庁的な取り組みとする。					
対象者等	一般区民・区職員・関係機関職員					
内容	1. 普及啓発活動 ①荒川版パンフレット・ポスター・カードの作成 ②ホームページにメンタルヘルスサイトを設置 ③区報 ④区民及び関係者向け講演会とうつ病セミナーの開催 2. 研修・人材育成 ①ゲートキーパー（門番）研修（年1回） ②うつ病セミナーの実施……うつ病を理解し、適切な対応を学ぶ。（講師：精神科医師など） 3. 関係機関との連携 ①実務担当者連絡会（年1回） 窓口チェックリスト、相談マニュアルの作成に向けた情報収集など ②精神保健福祉ネットワーク会議 医療・福祉・施設など精神保健福祉担当者会議のテーマとして取り組む。 4. 相談・支援について 各相談窓口で健康問題・うつ状態・経済問題・失業などにより、自殺の恐れがある場合、適切な相談機関に繋げる。					
経過	平成18年10月 自殺対策基本法成立 平成20年度 うつ病家族教室（年2回） 平成21年度 管理職等を対象とした講演会「荒川区の自殺を考える会」開催					
必要性	平成18年10月、自殺対策基本法が施行、翌年に策定された自殺対策大綱では、自殺は、倒産失業、多重債務等の経済生活問題、病気や悩み、介護・看病疲れなど様々な要因と、その人の性格傾向により、次第にうつ病、アルコール依存症等に罹患し判断能力がなくなっていく追い込まれた末の死であるとしている。荒川区の自殺者数を見ると、平成8年まで30人台、平成9年から40人台平成18年からは50人台に漸増している。平成18年からの自殺者について死亡小票でみると40代から60代の無職男性の自殺数が最も多く、働き盛りの男性への取り組みが必要である。					
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 講師：医師、専門家等					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	—	—	—	216	216	208	1,741
	①決算額（22年度は見込み）	—	—	—	167	46	80	1,741
	②人件費				427	424	407	
	【事務分担量】（%）				5	5	5	
	合計（①+②）	0	0	0	594	470	487	1,741
	国（特定財源）							
	都（特定財源）				84	34	0	1,717
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	0	0	510	436	487	24
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	うつ病セミナー参加者数	—	—	—	—	—	80	100
	ゲートキーパー研修会参加数	—	—	—	—	—	—	100
	自殺対策講演会	—	—	—	—	—	69	150

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	家族教室	46	家族教室/自殺対策講演会	80	うつ病・ゲートキーパー講習会	209
	需用費					パンフレット等	718
	委託料					セルフチェックシステム	798
	賃借料					会場使用料	16

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
①	ゲートキーパー研修会参加者数	—	—	—	—	500	22年度は6月1日現在
②	自殺対策講演会	—	—	69	—	200	22年度は6月1日現在
③							

（問題点・課題分析）	自殺予防対策は全庁的な取り組みが必要であり、相談支援の充実のため、相談を受ける部署への研修等が不可欠である。
	（実施区 未実施区） ゲートキーパー講習会（8区）：新宿区、世田谷区、杉並区、板橋区、練馬区、足立区、文京区、豊島区 自殺対策講演会（9区）千代田区、台東区、品川区、大田区、渋谷区、杉並区、豊島区、板橋区、葛飾区

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	自殺予防として、相談を受ける関係機関の対応についての研修「ゲートキーパー養成研修」の実施	自殺予防につながる
②	窓口における自立支援医療、手帳申請時に心の一般相談事業の周知をする	自殺予防につながる
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	重点的に推進	自殺予防対策の充実を図る

議決（要旨）	21年一定 22年予定 22年二定	「自死遺族のネットワーク作り及び自殺予防対策の23区での協力体制について」 「自殺予防対策の全庁的な組織化について」 「区民に対するメンタルヘルス対策の充実と啓発について」
--------	-------------------------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	障害者就労支援センター運営事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
			担当者名	新見 英信	内線	2 6 8 3
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（22年度）	就労支援センター運営費 (01-18-01)					
事務事業の種類	○新規事業（○22年度 ○21年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業					
開始年度	○昭和 ●平成 15 年度		根拠	障害者就労支援事業実施要綱		
終期設定	○有 ●無 年度		法令等			
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準			計画区分	●計画 ○非計画	
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[1]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]				
目的	身近な地域において就労を希望する者に対して、就労面、生活面の支援を一体的に提供することにより、障がい者の一般就労を促進する。また、就労中の者に対しては、職場定着を支援するとともに、離職時の調整や離職後の支援をすることによって、就労の維持・促進を図る。					
対象者等	身体障害者手帳、愛の手帳、精神保健福祉手帳のいずれかを所持し、以下の要件に該当する満15歳以上の者。 ・一般就労を希望する在宅の障がい者（児）・企業・事業所等に在職している障がい者（児） ・小規模通所授産施設や福祉作業所等の福祉的就労をしている障がい者（児）					
内容	・支援内容 就労面： 就職相談、就職準備支援、職場開拓、職場実習支援、職業定着支援、離職時の調整及び離職後の支援 生活面： 日常生活の支援、職業生活を続けるための支援、社会生活を築くための支援、将来設計や自己決定の支援 ・H21年度（3月末現在） 登録者数 257人（身体 47人、知的 159人、精神 51人） 新規就労実績 19人（身体 4人、知的 9人、精神 6人） 継続就労者数 124人（身体 21人、知的 88人、精神 15人）					
経過	H15年 6月 先進自治体の調査を開始 H15年 7月 区民及び関係機関と就労支援について考える会を開催、事業委託先の選定作業開始 H15年10月 事業委託先を決定、開所準備を開始 H15年11月 1日 荒川区社会福祉協議会に事業を委託、委託先コーディネーターによる事業開始準備実施 H15年12月15日 就労支援事業を開始（荒川区障害者就労支援センター「じょぶあらかわ」業務開始）					
必要性	障がい者の就労支援を専門的に行う事業として必要である。					
実施方法	（3委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） ・荒川区社会福祉協議会に委託して実施 <職員配置> 常勤2名 非常勤3名 ・事務所は、荒川区社会福祉協議会事務局2Fに設置 名称「荒川区障害者就労支援センター」、愛称「じょぶあらかわ」					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	15,164	16,597	16,821	17,481	19,053	20,402	19,852
	①決算額（22年度は見込み）	15,164	16,597	16,821	17,481	19,052	20,402	19,852
	②人件費		431	1,708	854	847	1,181	
	【事務分担量】（%）		5	20	10	10	25	
	合計（①+②）	15,164	17,028	18,529	18,335	19,899	21,583	19,852
	国（特定財源）							
	都（特定財源）	7,582	8,298	7,798				
	その他（特定財源）							
	一般財源	7,582	8,730	10,731	18,335	19,899	21,583	19,852
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	登録者数	105	128	150	184	231	257	262
	新規就職者数	35	33	34	29	27	19	25

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	事業費・事務費・管理費	19,052	事業費・事務費・管理費	20,402	事業費・事務費・管理費	19,852

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	① 登録者数	184	231	257	262	230	平成22年度は6月1日現在
	② 新規就職者数	29	27	19	16	40	//
	③ 就労継続者数	96	115	124	135	150	//

（問題点・課題）	①現在の「じょぶあらかわ」登録者の中には、すぐに一般就労が可能な者がほとんどいない状況にあり、相談等の前提となる訓練の場の確保が必要である。
	②特別支援学校では、卒業後一般就労を勧める傾向にあるが、その一方で職場不適應等により離職する若年障がい者も多く、職場への定着の支援が必要である。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 杉並1 区

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	授産施設・作業所等で働いている障がい者に対し、施設指導員やハローワーク足立、じょぶ・あらかわと連携を取り、ハローワーク足立で実施している実習を活用して、一般就労に結び付ける就労訓練を強化する	福祉作業所の工賃から、一般就労の給与により、収入の増、生活の安定が図れる
②	特別支援学校卒業後における障がい者の状況等を把握するため、特別支援学校とじょぶ・あらかわの連携を強化する	就職後における職場定着支援により、継続した就労ができる
③	—	—

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	推進	障がい者の就労に向けて継続的に取り組む

議決（要旨）	14年二定 「当事者意見の聴取について」
--------	----------------------

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名		障がい者雇用支援事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
				担当者名	小林 圭	内線	2 6 8 3
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）		障害者雇用支援事業費（01-18-02）					
事務事業の種類		○ 新規事業（○ 22年度 ○ 21年度）			○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度		○ 昭和 ● 平成 18 年度		根拠	障がい者就労促進事業実施要綱		
終期設定		○ 有 ● 無 年度		法令等	障がい者雇用支援事業補助金交付要綱		
実施基準		○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	● 計画 ○ 非計画	
行政評価事業体系		分野	生涯健康都市[Ⅰ]				
		政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
		施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]				
目的	①就労を希望する障がい者に清掃業務訓練又は施設受付訓練を実施し、障がい者の就労を支援する。 ②就労した障がい者に対してジョブコーチ（支援職員）を配置し、障がい者の職場定着を支援する。 ③他の制度において補助や助成の対象とならない障がい者を雇用する企業が、障がい者雇用において必要な職場整備等の環境整備を行った際に、その費用の一部を補助し、障がい者の民間企業等への雇用を促進する。 ④区内の特例子会社に対し、障がい者雇用に係る支援（連絡調整・手話通訳者派遣等）を行い、障がい者の雇用促進を図る。						
対象者等	①障がい者を雇用している法人等 ②区内の特例子会社						
内容	①障がい者就労訓練 ・内容 清掃訓練又は施設受付訓練 ・期間 1日2～4時間、3ヵ月まで ②ジョブコーチ派遣 区が認めた障がい者を雇用する企業に対し、最長3年間ジョブコーチを派遣する。 ③障がい者雇用促進補助 ・補助対象経費 店舗・工場用の賃貸等の経費、設備改修・備品購入等の経費、指導員の配置の経費等 ・補助率 1/2 ・補助金上限額 障がい者雇用（新規）一人あたり … 年額150,000円 障がい者雇用（継続）一人あたり … 年額100,000円 ④特例子会社支援 区内の特例子会社に対し、手話等専門的な技能や知識を必要とした場合、手話通訳者等を派遣する。						
経過	平成18年7月 障がい者雇用促進事業開始 平成21年3月 西日暮里六丁目障がい者支援施設開設 平成22年4月 障がい者就労促進事業開始						
必要性	障がい者雇用に関する施策は障がい者の就労を支援し、生活のための収入の確保するために必要である。						
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 【補助金交付・特例子会社支援】 直営 【就労訓練・ジョブコーチ派遣】 特定非営利活動法人荒川区心身障害者事業団						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額				3,299	9,430	201,889	2,804	13,065
①決算額（22年度は見込み）				156	8,370	182,804	2,254	13,065
②人件費				854	2,562	4,235	4,032	
【事務分担当】（%）				10	30	50	60	
合計（①+②）		0	0	1,010	10,932	187,039	6,286	13,065
国（特定財源）								
都（特定財源）					972	44,130	1,402	6,332
その他（特定財源）								
一般財源		0	0	1,010	9,960	142,909	4,884	6,733
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	手話通訳者派遣				2回	7回	1回	3回
	補助対象事業者				1法人	1法人	1法人	1法人

※20年度の都補助は、旧西日暮里ひろば館4階部分にかかる補助である

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	需用費	消耗品	164				
	役務費	賃料鑑定	294				
	委託料	手話通訳派遣	62	手話通訳派遣	4	手話通訳派遣 訓練等委託	115 8,750
	工事請負費	改修工事費	179,985				
	備品購入費					管理用備品	400
	負担金補助 及び交付金	雇用支援補助	2,300	雇用支援補助	2,250	雇用支援補助 負担金	1,800 2,000

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
①	訓練受講者数	—	—	7名	13名	15名	22年度は6月1日現在
②	補助金算定対象障がい数	19人	21人	22人	14人	14人	22年度から補助対象が2団体から1団体になった。
③	特例子会社数	1社	1社	1社	1社	1社	

（問題点・課題分析）	・ 訓練終了後の障がい者の就労の場を確保していく必要がある。
他区の実況	（実施 0 区 未実施 22 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	就労訓練の受講者数を増加させる。	障がい者が就労に必要なスキルを身につけることができる。
②	就労訓練修了者の就労場所を確保する。	障がい者が就労訓練により習得した技能等を生かした職場で就労できる。
③	特例子会社への支援を継続し、協力関係を築く。	障がい者の就労先を確保し、一般就労を促進する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	重点的に推進	障がい者の就労支援・促進のため重要な事業である

議（要旨）	況（要旨）
-------	-------

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	作業所等経営ネットワーク支援事業		部課名 担当者名	福祉部障害者福祉課 小林 圭	課長名 内線	山形 実 2 6 8 3	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（22年度）	作業所等経営ネットワーク支援事業 (01-18-05)						
事務事業の種類	● 新規事業（○ 22年度 ● 21年度） ○ 建設事業 ○ それ以外の継続事業						
開始年度	○ 昭和 ● 平成 21 年度		根拠				
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等				
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[1]					
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]					
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]					
目的	障がい者の福祉作業所や関係機関のネットワークを構築し、販路や受注の拡大、工賃の増収等に取り組むことで、障がい者の社会参加や勤労意欲の向上を図る。						
対象者等	区内福祉作業所（13カ所） 内訳：知的7カ所・精神5カ所・身体1カ所						
内容	【概要】 現在、区内の福祉作業所において障がい者の就労に取り組んでいるが、作業の受注の拡大や調整については、各作業所の取り組みでは限界がある。そのため、区内の福祉作業所や関係機関のネットワークを構築し、自主製品販売先や受注拡大のためのコーディネートを区が行うことにより、利用者が福祉作業所から受取る工賃の引上げに結びつけるとともに障がい者の社会参加を図る。 【業務内容】 - 作業所に仕事を発注する企業等の開拓 - 自主製品の開発及び販路の拡大 - 作業所経営ネットワーク支援会議の開催 - 区内作業所の作業処理能力の調査及びニーズの把握 - 区内作業所を紹介するパンフレットの作成及び頒布 - ホームページ作成・運営						
経過	平成21年度 事業開始						
必要性	障がい者の就労支援のため、必要性が高い。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員） 平成21年度より作業所等経営ネットワーク支援事業専従の非常勤職員2名を配置し、福祉作業所の支援体制を強化した。						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額							5,609	5,118
①決算額（22年度は見込み）							5,070	5,118
②人件費						424	6,071	
【事務分担量】（%）						5	225	
合計（①+②）		0	0	0	0	424	11,141	5,118
国（特定財源）								
都（特定財源）							5,070	5,118
その他（特定財源）								
一般財源		0	0	0	0	424	6,071	0
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	一人当たり工賃月額	—	—	—	—	9,750	9,905	12,600

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬			非常勤2名	4,404	非常勤2名	4,404
	共済費				544		577
	旅費			発注企業開拓	123	発注企業開拓	168
	需用費			消耗品等	0	消耗品等	39
	役務費			P C 関係ソフト	0		
	委託料			P C 設定	0		
	備品購入費			P C 一式	0		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
①	1人当たり工賃	—	9,750	9,905	12,600	19,000	区内作業所の平均月額工賃
②	—	—	—	—	—	—	—
③	—	—	—	—	—	—	—

（問題点・課題）	①不況の影響等もあり、各作業所が受注する作業は減少傾向にあるが、作業所は受注活動を行うノウハウと人手が不足している現状にある。
	②各作業所が、消費者ニーズにあった自主製品を独自に開発、生産することが難しい。
他区の実況	（実施 10 区 未実施 12 区） 台東区・墨田区・品川区・目黒区・世田谷区・杉並区・豊島区・北区・足立区・葛飾区

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	区が荒川区内外の企業等を訪問する等して、作業所の仕事を獲得し、各作業所に配分する。	作業所の経営効率を向上させることで、利用者が受取る工賃が増える。
②	区が作業所と共同で市場分析等を行い、魅力ある商品開発と販路の拡大を目指す。	作業所の収入が増加し、利用者の就労意欲が向上する。
③	—	—

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	区内の作業所利用者の工賃増収を図る

議会議決（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	障害者地域自立支援協議会運営事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
			担当者名	石黒 清子	内線	2685
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（22年度）	障害者地域自立支援協議会運営事業費 (01-19-01)					
事務事業の種類	☒ 新規事業 （ ☐ 22年度 ☐ 21年度 ） ☐ 建設事業 ☐ それ以外の継続事業					
開始年度	☐ 昭和 ☒ 平成 20 年度		根拠	障害者自立支援法		
終期設定	☐ 有 ☒ 無 年度		法令等			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[1]				
	政策	高齢者や障害者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]				
目的	障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができる地域社会を構築するため、相談支援体制をはじめとする障がい保健福祉に関する方策を協議する場として、荒川区障害者地域自立支援協議会を設置する。					
対象者等	すべての区民					
内容	【基本的な考え】 障がい者等、とりわけ重度の障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠である。このため、地域の実情に応じ、中立・公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制の整備を図るとともに、相談支援事業を効果的に実施するため、事業者・雇用・教育・医療等の関連する分野の関係者からなる障がい者地域自立支援協議会（以下、「協議会」という。）を設ける等のネットワークの構築を図る。 【協議会協議事項】 ①相談機関のあり方、連絡調整 ②障がい者計画の進捗状況及び評価 ③事業者、団体、関係機関のネットワーク化 ④困難事例への対応のあり方の協議、調整 ⑤障がい者サービスの基盤整備の検討 ⑥就労支援の促進 【協議会メンバー】 ①学識経験者 ②障がい者団体代表 ③相談機関職員 ④就労支援機関 ⑤社会福祉協議会（権利擁護担当者） ⑥特別支援学校教諭 ⑦障がいサービス事業者 ⑧行政担当者（保健師を含む） 【会議】 会議は全大会と分科会に分け、全体会は年2回程度、分科会は年4回程度必要に応じ開催する。 （分科会は困難事例及びサービス調整等の会議とする。）					
経過	平成20年度 障害福祉計画策定委員会で、自立支援協議会について提案する。 平成22年度 地域自立支援協議会設置（予定）					
必要性	市町村や相談支援事業者のみでは解決が難しい課題を、地域全体で検討することにより改善・解決につなげ、障がい者が自立した生活を営むことができる地域社会を構築するために、設置する必要がある。					
実施方法	（1直営） （直営の場合 ☒ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員 ） 事務局の提案により、協議会会長が会を開催する。分科会は、事務局提案により分科会会長が開催する。					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額						403	403	409
①決算額（22年度は見込み）						0	0	409
②人件費						424	1,629	
【事務分担当】（%）						5	20	
合計（①+②）		0	0	0	0	424	1,629	409
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		0	0	0	0	424	1,629	409
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	委員謝礼	0	委員謝礼	0	委員謝礼	384
	需用費	食料費	0	食料費	0	食料費	5
	委託料	介助者委託	0	介助者委託	0	介助者委託	20

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
①	—	—	—	—	—	—	—
②	—	—	—	—	—	—	—
③	—	—	—	—	—	—	—

（問題点・課題分析）	① 自立支援協議会の必要性・役割について、関係各機関の理解を得ながら連携して行っていく。 ② 基幹となる相談事業者が区内にはないため、障害者福祉課が当面事務局を担当し、会を運営していく必要がある。
他区の実況	（実施 21 区 未実施 1 区） 未実施：渋谷区

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	分科会開催を月1回程度実施、困難事例、サービス提供体制のあり方等を検討する	分科会の開催を通じ、協議会の役割を理解し、その機能を定着させる
②	区内基幹的相談事業者についての検討を行う	協議会は、本来相談事業者のバックアップ的役割を持つものであり、相談事業者の指定が必要となる
③	—	—

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	関係機関等との連携を図り、事業の円滑な運営に取り組む

況議 （要 旨 問 状	
-------------------------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	障がい者プラン策定事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
			担当者名	小林 圭	内線	2 6 8 3
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（22年度）	障がい者計画策定事業費					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 22年度 ○ 21年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	○ 昭和 ● 平成 16 年度		根拠 法令等	障害者基本法第7条の2第3号 「市町村の障害者計画策定に関する指針について」 障害者自立支援法第88条		
終期設定	○ 有 ● 無 年度					
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	● 計画 ○ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]				
目的	平成19年3月に、荒川区障がい者プランに包括されて策定された第1期障害福祉計画（平成18年度～20年度）について、国の指針に基づき第1期障害福祉計画で定めたサービスの見込量やそれを確保するための方策を見直し、平成21年3月に第2期障害福祉計画（平成21年度～23年度）を策定した。平成23年度に障がい者プランを改定する予定である。					
対象者等	身体障害者手帳・愛の手帳・精神保健福祉手帳の所持者 平成22年5月31日現在対象者全数 9,640人 （身体障害者7,661人 知的障害者942人 精神障害者1,037人）					
内容	平成23年度の障がい者プラン改定に向けて、平成22年度に実態調査を行う。					
経過	平成11年2月5日 荒川区障害者プラン策定委員会運営要綱制定 平成12年3月 平成12年度から平成17年度までの障がい者プランを策定する 平成12年4月1日 障がい者プラン実施 平成17年1月～ 障がい者プランのための実態調査実施 平成18年7月 障害者プラン策定委員会設置要綱制定 平成19年3月 平成18年度から平成23年度までの障がい者プランを策定する 平成19年4月 障がい者プラン実施 平成20年6月 障害福祉計画策定委員会設置要綱制定 平成21年3月 第2期障害福祉計画を策定					
必要性	荒川区における障がい者福祉施策の基本となるものであり、策定は必須である。					
実施方法	（一部委託 ） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ）					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	3,393	614	1,377	0	1,213	0	4,116
	①決算額（22年度は見込み）	2,663	0	722	0	743	0	4,116
	②人件費		862	5,551	0	3,388	407	
	【事務分担量】（%）		10	65	0	40	5	
	合計（①+②）	2,663	862	6,273	0	4,131	407	4,116
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	2,663	862	6,273	0	4,131	407	4,116
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	障害者実態調査対象者数	9,140				1,671		
	（20年度は障がい者意向調査対象者数）							

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	委員報償費	532				
	食料費	賄い購入（お茶）	8				
	役務費	郵送料	183				
	委託料	介助員派遣業務委託	20			調査委託	4,116

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
①	—	—	—	—	—	—	—
②	—	—	—	—	—	—	—
③	—	—	—	—	—	—	—

（問題点・課題 指標分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	—	—
②	—	—
③	—	—

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
休止・完了	推進	23年度中に次期障がい者プランの策定を行う

議会議決 （要旨）	
--------------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	相談事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	榎本 誠一	内線	4 1 4
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（22年度）	相談事業費（01-02-01）				
事務事業の種類	○新規事業（○22年度 ○21年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業				
開始年度	●昭和 ○平成 48 年度		根拠	身体障害者福祉法31条2	
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	荒川区立心身障害者福祉センター条例	
実施基準	●法令基準内 ●都基準内 ●区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画	
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[1]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	区内在住の障がい児者等の福祉・医療・発達・訓練・教育等に関する相談に応じ適切な問題解決が図られるように援助するとともに、地域での障がい者の社会参加を支援する。また、障がい者に対する理解について地域の人たちへ啓発活動を行う。				
対象者等	心身障がいに係わる相談希望者				
内容	【相談】 ①一般相談：心身の発達や障がいに関わる健康・療育・訓練・教育等に関わる相談に応じ適切な問題解決が図れるように援助する。 ②健康相談：医師（整形外科・小児神経科）が直接医学相談に応じる。また、看護師が健康についての相談に応じ、助言を行う。 ③心理相談：心理判定・評価等を交えながら、適切な助言を行う。 ④障害児加算に関する判定：子育て支援部・福祉事務所の依頼により、荒川区保育扶助要綱第24条、児童福祉法に基づいた障がい程度・適合性に関する判定を行い報告する。 【サークル育成事業】 高次脳機能障がいや難病等による中途障がい者の地域での自立生活と社会参加の促進を図るため、サークル活動等を支援し、豊かな生活ができるように援助する。（H22.6時点で3サークル） 【地域啓発事業】 施設公開、センターの事業を通して、利用者及び障がい者への理解を深める。また、ボランティア等の受け入れも図っている。				
経過	昭和48年 6月 事業開始 平成13年 2月 障がい者地域自立生活支援センター事業の施行開始。 平成19年 4月 心身障害者福祉センター事業のうち荒川生活実習所及び同福祉作業所の運営を指定管理者へ移行した。このことに伴い心障センターは障害者福祉課の一係となる。 平成21年 2月 エコセンター1階（旧荒川保健所）に移転。				
必要性	気軽に相談できる窓口が身近にあることは、区民サービスの基本である。また、センター専門スタッフの対応により基本的なサービスが実施できるので、より一層効果的な相談が行える。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 1. 相談は福祉職と看護師で対応する。 2. 各サークル等の活動については、各団体の主体性を尊重し、必要な支援を行う。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	9,151	9,200	9,331	2,359	4,948	5,519	5,525
	①決算額（22年度は見込み）	8,669	8,441	9,233	2,301	4,824	5,357	5,525
	②人件費		11,636	11,102	11,102	11,102	29,028	
	【事務分担量】（%）		135	130	130	130	791	
	合計（①+②）	8,669	20,077	20,335	13,403	15,926	34,385	5,525
	国（特定財源）				4,525	3,212	506	506
	都（特定財源）				2,262	1,612	253	253
	その他（特定財源）							
	一般財源	8,669	20,077	20,335	6,616	11,102	33,626	4,766
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	一般相談及び医学相談	253	246	236	203	220	229	229
	各サークル活動実施状況	126	120	65	65	55	66	66

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	非常勤看護師	4,269	非常勤看護師	4,269	非常勤看護師	4,269
	賃金	社会保険料	274	社会保険料	286	社会保険料	274
	一般賃金	看護師	109	看護師	589	看護師	720
	需用費	消耗品	172	消耗品	212	消耗品等	256
				食料費	1		
	旅費					非常勤職員（旅費）	6

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
①	一般相談及び医学相談	203	220	229	48	250	22年度は6月1日現在
	② 心理相談	113	167	197	37	250	22年度は6月1日現在
	③ 各サークル活動回数	65	55	66	8	100	22年度は6月1日現在

（問題点・課題分析）	・生活全般にわたる「不安の解消」を図る支援を目指すため、利用者個々の状況にあった関係機関との連携を深めることが課題である。						
	（実施 22 区 未実施 区）						

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	生活の質の充実を目指し、サークル支援や情報提供を図ることで、社会参加のメニューを増やす。	外出の機会を増やすこと、仲間を増やすこと等により、地域生活の充実を図り、再発等による機能低下を予防する。
②	利用者にそった関係機関との連絡会を企画していく。	利用者の状況にそったより具体的な支援をすることができる。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	障害者自立支援法必須事業であり、相談支援事業の充実を図る

議（要旨）	状況
-------	----

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	機能訓練事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	織畑 之江	内線	4 1 4
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（22年度）	機能訓練事業費（01－02－02）				
事務事業の種類	○新規事業（○22年度 ○21年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業				
開始年度	●昭和 ○平成 48 年度		根拠	障害者自立支援法第77条	
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	荒川区立心身障害者福祉センター条例	
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画	
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[1]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成 [02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	・地域活動支援センターⅡ型事業 身体に障がいのある区民に対し、機能回復訓練、生活訓練、創作活動等を行い、日々の生活の充実と社会生活力の向上を図り、地域での生活を支援する。 ・健康増進法に基づくリハビリ事業 心身の機能回復を図るために、運動療法・音楽療法などの講座を開催し、障がいの軽減・克服、日常生活の充実、社会参加等への支援を行う。				
対象者等	・区内在住の18歳以上の身体障がい者及び高次脳機能障がい者（原則、介護保険認定者を除く） ・健康増進法に基づく事業は、40歳以上の身体障がい者。				
内容	○地域活動支援センターⅡ型事業 肢体不自由児者、聴覚障がい者、言語障がい者、視覚障がい者向け訓練を半日コースで実施。身体、言語、視覚の機能訓練は定員5名、グループワークは定員10名。 ・身体の機能訓練 金 午後 1コース/週 ・言語の機能訓練 月・水 午後 2コース/週 ・視覚の機能訓練 火・木 午前・午後 4コース/週 ・グループワーク 月・水・金 午前 （高次脳機能障がいおよび中途障がい者の生活訓練・社会参加プログラムの実施） ○健康増進法に基づく事業 ・リハビリ講習会 1コース 10回 定員各コース20名 年間3コースを実施				
経過	昭和48年 6月 心身障害者福祉センター開所。指導係訓練部門として発足。 平成12年 4月 介護保険制度の実施に伴い、機能訓練利用については介護保険サービスを優先とした。 平成15年 4月 機能回復訓練を身体障がい者デイサービス事業として実施。 平成17年 1月 若年中途障害者対象にグループワークを開始。 平成18年 4月 身体障がい者デイサービスを障害者自立支援法の障がい者デイサービス事業として実施。（利用者負担額を3%に軽減） 平成18年10月 身体障がい者向けリハビリを障害者自立支援法の地域生活支援事業として実施。（利用者負担額をなしとする） 平成20年 4月 老人保健法が改正され、健康増進法に改められる。（補助方式が間接補助に変更） 平成20年 4月 送迎用リフト付車両による送迎開始				
必要性	障がいの軽減・克服・機能維持は、障がいのある人の願いであり、また、地域での自立生活を支援するためにも必要性の高い事業である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 機能訓練については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視覚訓練指導員が対応 グループワークにおける生活訓練は、社会福祉士が対応している。 リハビリ講習会は作業療法士が担当している。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	3,265	3,262	3,266	3,284	6,336	6,357	6,310
	①決算額（22年度は見込み）	2,885	3,096	3,078	3,109	5,600	6,082	6,310
	②人件費		8,188	7,686	7,076	7,076	10,100	
	【事務分担量】（%）		95	90	90	90	180	
	合計（①＋②）	2,885	11,284	10,764	10,185	12,676	16,182	6,310
	国（特定財源）	193	193	193	4,356	2,826	1,008	1,008
	都（特定財源）	187	195	195	2,277	2,775	2,536	2,536
	その他（特定財源）	309	333	161		250		
	一般財源	2,196	10,563	10,215	3,552	6,825	12,638	2,766
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	延べ利用者数	1,099	1,052	1,156	1,462	1,919	1,726	2,090
	在籍人数	82	57	73	95	108	94	97

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬等	非常勤職員報酬等	2,867	非常勤職員報酬等	2,889	非常勤職員報酬等	3,013
	報償費	機能訓練講師謝礼	540	機能訓練講師謝礼	540	機能訓練講師謝礼	540
	需用費	消耗品費等	81	消耗品費等	173	消耗品費等	248
	旅費	旅費	4	旅費	5	旅費	9
	委託料	送迎用タクシー雇上	2,108	送迎用タクシー雇上	2,475	送迎用タクシー雇上	2,500

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
①	延べ利用者数	1,462	1,919	1,726	295	2,810	22年度は6月1日現在
②							
③							

（問題点・課題）	高次脳機能障がいおよび中途障がい者の機能の維持・改善や社会参加を促進するために、個々の障がいの特性や生活背景などに沿った支援を進める。
他区の実況	（実施 20 区 未実施 2 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	グループワーク（高次脳機能障がい及び中途障がい者の社会参加プログラム）に、個々の障がいの状況に応じて理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視覚訓練指導員、心理職がかかわり、チームアプローチを進める。	障がい受容や機能の改善・維持に、よりきめ細かく働きかけることにより、意欲の向上や安定した生活が可能になっていく。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	重点的に推進	高次脳機能障がい等新たな障がいへの対策の充実を図る

議決（要旨）	21年決特 高次脳機能障がい者に対する支援について 21年四定 高次脳機能障がい者の社会復帰施設機能の充実について
--------	--